

帝國議會開設前夜の地価修正運動

——京都府下丹後の一事例——

今 西 一

【要約】 本稿は、従来研究史上のアポリアであった帝國議會開設前の地価修正運動の歴史的意義を、京都府北部（丹後地域の具体的な事例研究を通して明らかにしたものである。

丹後の地価修正運動は、一八七五年一月、桜井勉（三吉周亮ラインによる地租再改正に反対する中郡・与謝郡の請願運動を始点とする。そして七六年八月の豊岡県の廃止、丹後五郡と丹波天田郡の京都府への移管によって七七年最初の高揚期をむかえる。ところが八一年の有尾敬重検査官の派遣と太政官布告第二五号による地租再改正の拒否によって、運動は分裂の危機をむかえる。しかし、運動は持続され、運動の性格も地租軽減闘争から太政官布告第二五号の第一条但書「特別地価修正」を実現する闘争へと転換する。

一八八四年の地租条例、民権政社天橋義塾の解散、「松方デフレ」のなかで、豪農たちは丹後出身の大蔵省収税局次長神鞭知常への接近をはかりながら、京都府への請願を続ける。そして八七年七月、旧豊岡県のみ地価修正を勝ち取る。八九年には京都府全域の地価修正が実施される。しかし、豪農たちの地元出身官僚への接近は、彼らの運動の性格を「利益集団」へと変質させる第一歩となった。

史林 六九卷六号 一九八六年一月

はじめに

従来、地租改正反対闘争から地価修正運動へという農民闘争の歴史的意義を検証することは、「講座派」主流の研究史上のアポリアであった。その理由は、ひとつには明治国家と地主との早熟的な癒着を説き、^① 国家権力と地主（豪農）層と

の矛盾を過少にしか評価できなかったことにあり、いまひとつは「地租・地代の資本への転化」や国家資本の役割を過大に評価して、農民的土地所有や農民層内部の「民富」の形成を十分に評価できなかった研究方法に問題がある。戦前ではむしろ地価修正運動は、「労農派」の小野道雄や我妻東策によって早期から注目されている。^③

我妻は、地価修正運動は「売買地価の平等性が法定地価の二重の不等性——封建的偏傾(地方的偏軽偏重——筆者)と資本主義的影響による偏傾(法定地価と売買地価の乖離——筆者)——を絶えず暴露する」ことよって起り、「地租問題は国会開設前に於ては主として直接の減租要求として米価の低落を契機として展開」し、国会開設後は「民党の政府攻撃の具に供せられ」、「地租問題が既にその物質的基礎の半ばを喪失」したという重要な指摘を行なっている。地租の地域的偏軽偏重や法定地価の固定化、米価問題への着目、帝国議会開設前の地価修正運動を重要視するなど、戦後の主要な論点は既に氏によつて提起されていたといつても過言ではない。

戦後、地租問題を自由民権運動と結びつけて体系的に論じたのは服部之総である。氏は、まず地租改正を論じて、「五年目ごとに地価を改正する」という地租改正条例第八章の規定は、「何ら近代的な趣旨は含んでいない」。政府は「米価があがると取り分が減るので困るから、五年目ごとに換算率を切替え」、「永遠に封建的搾取率を維持」したのであり、「地主というものはこの第八章が蔽存する間は、明治維新によつては解放されぬ」と断言する。これに対して、「今後の物品税が二百万円を超える時にはその都度地租を減じてゆく」とした第六章は、農民一揆を止め、「これによつて解放されるのだ」という「幻影」を農民のなかにふりまいた、とする。^⑤

従つて、一八八四年に「地租条例第八章」が撤廃されると、「地主の反动化をもたらし」、初期議会下での「地租軽減」要求は、明治一〇年代の「農民的農業革命への情熱」が否定されて、「いまや半封建的寄生地主的な計算を基礎とし、借金奴隷化した自作農のあがきを附屬物とした要求であり、寄生地主的利害が基軸となっている」とされる。^⑥

この服部の所説に対しては、一八八五年以降も国家取分は「著増」しており、「地主解放は現実化していない」という

下山三郎の批判や、第一議會における民党勢力の社会的経済的階級的基盤を「自作農・小規模手作地主層」に見る安良城盛昭らの批判がある。しかし、自由民権運動の解体（地主層の反動化）と明治一〇・二〇年代の「地租軽減」要求との質的差異を捉えようとした服部の先駆的業績からは、今日でも多くの点を学ぶことができる。

今日また、自由民権運動の解体を一八八〇年の太政官布告第四八号による「地方土木事業への国庫補助金投入と岩倉『府県会中止意見書』以降の府県会強制」による、として中央政府の地方への利益誘導を重視する有泉貞夫らの説得的な議論がある。だが、氏の見解には「利益誘導」一元論とも言うべき一面化・単純化があり、自由民権運動解体の複雑な政治過程が単純に描かれすぎている。とりわけ民衆が地方利益に誘導されなければならなかった「受け皿」の問題を十分に解明していない。

本稿では、これらの問題を前提としながら従来比較的研究の少なかった帝国議會開設前夜の地価修正運動と一八八七・八九年の地価修正を、京都府北部―丹後地域の具体的な運動事例を紹介するなかで考察してみたい。

- ① 代表的には平野義太郎『日本資本主義社会の機構』（一九三四年）参照。
- ② 既に野呂栄太郎・山田盛太郎らの所説のなかに存在するが、近年では中村政則の「地主資本転化」説（『近代日本地主制史研究』一九七九年、第一章）、芝原拓自の「国家資本」重視説（『日本近代化の世界史的位置』一九八一年、第三章）などがある。
- ③ 土屋喬雄・小野道雄『近世日本農村経済史論』（一九三三年）第二部、我妻東策『明治前期農政史の諸問題』（一九三六年）二、参照。
- ④ 我妻東策前掲書、七七頁。
- ⑤ 服部之総『近代日本のなりたち』一九四九年（青木文庫版、一九六一一年）一五二―四頁。
- ⑥ 同『大日本帝国主義』政治史についての覚え書（その二）一九四九年（服部之総著作集七）一九五六年）八五頁。
- ⑦ 下山三郎「明治十年代の土地所有関係をめぐって」（『歴史学研究』一七六号、一九五四年）二頁。
- ⑧ 安良城盛昭「第一議會における地主議員の動向」一九六四年（宇野俊一編『論集日本歴史』一 立憲政治』一九七五年）一三〇頁。
- ⑨ 有泉貞夫『明治政治史の基礎過程』（一九八〇年）五九頁。
- ⑩ 従来の帝国議會開設前の地価修正運動の研究としては、北崎豊二「明治中期の地価修正運動」（『ヒストリア』二四号、一九六九年）、同「帝国議會開設前における地価修正運動」（『東大阪市史紀要』二号、一九六九年）、同「三大事件建白運動と地租軽減・地価修正運動」（『復刻東雲新聞・別巻』一九七七年）、同「河内国高安郡の地租改正と地価修正」（『黒羽兵治郎先生喜寿記念会』『大阪地方の史的研究』一九八

〇年)、黒田展之「国会開設前の地価修正運動」(『中京女子大学紀要』六号、一九七〇年)、同「明治三二年田畑地価特別修正」(『法と政治』二八卷三、四号、一九七八年)、原口清「明治前期地方政治史研究」上(一九七二年)第二篇、猪飼隆明「第一帝國議院選舉と人民の動向」

(『史林』五七卷一号、一九七四年)、沢木武美「明治一三年地価修正をめぐる動向」(神奈川大学大学院『研究論集』二号、一九七八年)、高嶋雅明「和歌山における地租改正と地価修正運動」(和歌山大学『経済理論』一六号、一九七八年)、等々がある。

一 地租改正と農民闘争

1 壬申地券の発布と「小前」騒動

豊岡県^①における地租改正は、一八七五年から実施されるが、それ以前の七二年一〇月、壬申地券の発布の際に、「小前」騒動が起っている。その経過を、与謝郡算所村の西原利兵衛が書いた『永代雑誌』^②から見よう。

一八七二年「十一月六日、弓木村玉典寺^③江地券掛り官吏御出張。地券御下附願書差出し可申旨御談ニ付、算所村ニ而ハ吉田儀助・西原利兵衛・小牧源治郎之地所三筆即時ニ相認メ差出し徹夜ニテ帰村致候」。その後、与謝郡三河内村で「小百姓一同集議之上、強情ニ茂徳田持主ヨリ安価ニ引上ケ、村持悪田勿論小前持ニ而茂平均セざる分ハ分配いたし度旨村役人江申出、無高老俵成銀三百匁ニテ購入いたし村持田江相付申候」という闘争が起る。

その影響を受けて算所村でも「小前百姓集會いたし、各自所有之田畑宅地持続六ヶニ敷候ニ付、今や改正ト可相成ニ付無高分配之義村役人江申出」ている。村役人はその趣旨を「無高一地所有主の小牧源治郎・西原利兵衛・白杉佐右衛門・小牧多助等へ伝えたが、彼ら四人は「以^④の外之申出なり」として――

抑当村之如キハ三河内与ハ大ニ異リ候。何ントナレバ村持悪田ハ毫モ無之而已ならず小前持ニ而茂持続六ヶ敷ト申程ノ田畑更ニ無之、仮令式三ヶ所平を得ざる耕地ありとするも則申出之如く遅くも二三ヶ年間ニハ地租御改正ハ必セリ、然ル時ハ自然ニ平均を得る事彼我之見る処なり、此辺之道理を能ク御熟考之上村役人并長百姓より一般江説論被下度旨申張り、尚此上村役人ヨリ談事在之茂我等祖先伝来之面を改正前ニ他人江分配杯ハ出来ざる旨申募リ候ニ付、村役人耆名困却ト相成候。

といった詭弁を弄している。村役人の吉田儀助は、吉田宇平治・西原弥平治・嶋崎重兵衛の三人を仲裁人に依頼し、「悪田畑所有主へ無遠慮村方江投出し可申旨」説諭したところ――

一時、数百筆投出しニ相決候処、無代価ニ苦情申出数回之掛合在之候処、村方ハ持統六ヶ敷申出候田地江代金ニテ購入之理由なしと申張、小前閉口いたし田地ハ二ヶ所位ニ相成畑へ追々相減し申候。宅地ハ本人願出ニ依り村方ヨリ売却致候所有ヨリハ尅俵尅貳百匁ニテ購入、村方ニ而少々相損いたし候。

少し長い紹介となったが興味深い事実である。まず壬申地券の発布に対して、吉田・西原・小牧らの上層農民と「小前」層と呼ばれる下層農民とが、異なった対応を示している。吉田ら上層農民が個別的に自己の土地所有を認定させるために動いているのに対して、「小前」層は「徳田」（＝作徳の多い田）を地主より買い取らせ、「村持悪田勿論小前持ニ而茂平均せざる分ハ分配」させて、「無高」地（＝無税の土地）などの分配による租税の平均化闘争に立ち上がっている。

この「小前」騒動の結末は、西原の『明治十年日認』^④によると、一八七七年五月一日、「明治六年田畑投出し人員呼集メ、掛リ西原弥平二・吉田宇平治・富田仕助三人ヲ以テ、至当代価之四分金を以買戻し願出候ニ付、長百姓協議之上尋金ニテ決定仕候也。但し田畑ハ地価之割八分ニテ為請戻候也」と記している。畑地は同年五月四日、「至当代之代価四分金ニテ下ヶ戻シ申候也」とある。前掲『永代雜誌』にも、「実価之半額以下位ニテ売却ニ相決候。比投出し田畑ニ付而ハ村方ハ毫も損失無之大利益と相成候、到底投出人之損失と相成候」と、地主的立場から村役人＝地主層の主導のもとに闘争が終結したことを強調している。この「小前」闘争の集合心性の背景には、近世以来の「田分け」（＝割地）や「土免」（村請制下で年貢を農民内部で調整する方式）慣行が深く係っていたであろう。

算所村の「小前」層とは、一八六九年の時点で村落戸数の四五％を占めている一～三石層の零細農民である。^④一八七二年の「小前」騒動は、壬申地券の発行時に、吉田ら上層農民（＝豪農）が、意識的に「徳田」や「無高」地を自己の所有地として認定させようとしたのに対して、「小前」層が所有地の平均化＝租税平均化に立ち上がったものである。三河内村

では一定の勝利を得るが、算所村では一八七七年五月四日の「小前」層の土地買戻しによって闘争が終焉する。豪農層による「小前」（イイ） 貧農・半プロレタリア層の闘争への抑圧である。

維新期の貧農・半プロ層の「小前」騒動は、一八七五年の地租改正を契機として、土地所有農民の地租改正反対闘争へと転回する。次に丹後における地租改正反対闘争の経過と農民の抵抗を見よう。

2 地租改正の実施過程

豊岡県の地租改正は、どのような経過で行なわれたか。丹後の場合、中郡周枳村の糸井又助の「未世心得之為ニ、糸井又助之ヲ写置也」⑤ という史料によると、一八七五年「夏ヨリ実地測量検査ニ相成」――

同春秋大蔵政御官員桜井殿、豊岡県・岡山県・鳥取県三県の御締トシテ御派出ニ相成候。其節豊岡町養源寺ニ於テ管内一般区长・戸長招敷日之会有之、大野権参殿始メ地券御掛リ御管員中御出席ニ相成、御評議之上一般收穫米麦被仰出、郡々之甲乙茂豫取極リ区会所ニ於テ教日評議中、同御県庁地券掛御管員大脇殿始岡岡殿・島殿始メ其他数名御御派出ニ相成、收穫米麦利子ホ御説論ニ相成候。尚又大野権参事殿峯山町禅昌寺江御出席相成、邸々用掛リ始メ長百姓・百姓惣代・小作人代迄モ呼取ニ相成談条有之、当郡一般田反別耆反ニ付收穫米耆石四斗一升七合、畑反別耆反ニ付耆石式斗六升七合〇九才、利子ノ義ハ当郡一般六朱之事ニ取極リニ相成。仍之区长・戸長始メ邸々用懸リ・百姓代・小前惣代迄連印仕御請書モ奉差上候処、同春秋豊岡県参事田中光儀殿御免役ニ相成、同年豊岡県権令三吉周亮殿御支配ニ相成候処、前記之大蔵政御管員桜井殿中国ヨリ帰県ニ相成、当県之処ハ他県之比較ヨリ收穫米・反金ホ不進ニ付引直シ不申テハ御藏政之御趣意ニ相叶不申由ニ被申、又候田反米ニテ四合増、利子ニテ五毛増、尤畑麦三合九勺九才減、宅地反金ニテハ五円廿三匁増被仰付候ニ付、区役始百姓一同中ヨリ歎願仕得共、引下ケ之義ハ決テ不相叶、無是非モ次第ニテ有之廉々御請仕候也。

とある。このように豊岡県下での地租改正は、一度決定した米麦の收穫量・利子などを、一八七五年秋（一〇月末頃）、参事田中光儀の「官有物の私借」による更迭、権令三吉周亮の就任の直後に変更させられる。この時、桜井勉の中国地方へ

表1 豊岡県(丹後)と京都府の地租改正結果

	豊岡県・丹後	京 都 府
田・一反平均地価	円 55.648 石	円 63.119 石
同・収 穫 米	円 1.428	円 1.553
同・米 価	円 4.157 分	円 4.645 分
同・利 朱	5.904	5.720
畑・一反平均地価	円 26.679 石	円 31.060 石
同・収 穫 米	円 .675	円 .745
同・米 価	円 4.577 分	円 *4.764 分
同・利 朱	5.270	5.270

出典：『明治前期財政経済史料集成』第7巻（1933年），442頁。

注：*米価は、山城4円87銭9厘3毛ともある（『京都府百年の年表3 農林水産篇』（1970年）67頁）。

の「視察」が、地租再改正の直接の契機となっている。勿論、地租の再改正は、農民たちの激しい抵抗に会う。この桜井勉^⑦三吉周亮^⑧ラインによる地租再改正と、農民たちの抵抗の事例を、先述の与謝郡算所村の西原の『永代雑誌』から見ておこう。

一 豊岡県下各大区毎ニ収穫割当切符御下符相成、過当の収穫ニ付御受ケ難申上ト色々苦情申立中、明治八年十二月六日、豊岡県権令三吉周亮殿・権参事大野右仲殿其他地券掛リ警部・巡查迄御出張、宮津町三上金兵衛方ニテ七小区戸長兼地券総代人石川三良助捕縛ト相成。夫ヨリ智源寺江第拾三大区中（五小区ヲ除ク）戸長・用掛リ其他重立候百姓御召出ニテ大藏省出張官桜井殿ト三吉権令ト三日三夜応接之末管下一般之収穫御請いたし候趣詳細御談事、若不服申立候者ハ其場ニ於テ捕縛相成候哉難斗候程之景様ニ一同辟易し、即時ニ村々御請書相認メ差出し候。漸々権令・権参事ヨリ五ヶ年後ニ地租御改正可相成候ニ付相待可申旨、懇々御説諭ニ付、然ラバ其趣御書下ケ被下度旨申上候処法律上難出来ト被申、乍遺憾権威ニ恐れ御請申上候次第。其後歎願書及手続等ニテ推知スベシ。

経過は同じであるが、与謝郡では後野村の石川三良助^⑨が捕縛され、入獄させられるという事件が起っている。また三吉権令らは、「五ヶ年後ニ地租御改正相成候」として農民たちの不満を退け、「然ラバ其趣御書下ケ被下度旨」を農民たちが申し立てると、「法律上難出来」と欺き、恫喝によって押しきっている。

八五年二月一九日に出された「御請書之変」は、「今般各大区へ御割出シ反米麦・宅地々価ホ大区請、田反米石四斗壹升七合、畑反麦壹石壹斗七升、宅地々価三十八円之分、各小区ニ割請御受申上候」として、一三大区の「式小区より七小区ニ至ル」各戸長が署名し、区长鳥居壽、副区长岩城親雄・三宅忠左衛門・今林則満らが「奥印」して、

地租改正の結果

G 地 価 総 額	田一反歩 平均地価	畑一反歩 平均地価	宅地一反歩 平均 地 価	H 旧 賃 租 三カ年平均	I 旧賃租 同 価 額	J 地租 I 増 加 率	K 地租 II 増 加 率
円 銭 916,012.86	円 銭 46.27	円 銭 23.13	円 銭 35.57	石 4,750.3	円 銭 18,638.75	% 147	% 123
1,086,391.20	47.76	13.23	36.20	7,057.0	27,938.23	116	103
1,241,332.50	53.73	26.87	40.65	13,525.0	53,821.04	128	107
799,281.40	42.17	21.08	31.63				
1,497,180.16	53.73	26.87	40.93				
995,792.58	44.03	22.02	33.26				
1,192,922.79	50.00	25.01	37.55				
7,728,913.49	48.99	20.97	36.91				

均価額は、代金納の米価より算出。J 地租 I 増加率=(G×0.03)÷I×100, K 地租 II 増加率=(G

豊岡県権令三吉周亮に差し出している。^⑩

しかし、この強権的な「押付反米」には、区長の鳥居諭や副区長の岩城親雄らも反対であったことが、後述する抵抗運動からわかる。だが、三吉権令らは「五年後ニ地租御改正」という幻想をふりまいて、この危機を乗り切ったのである。与謝郡の地価修正運動の指導者西原利兵衛の家にも「物品税追々発行相成、歳入相増其収入ノ額二百万円以上ニ至リ候節ハ……(略)……地租ハ終ニ百分ノ一ニ相成候」という地租改正条例第六章を書き抜いた紙片が大切に保存されている。現実的にも地租改正条例第六章は、第八章とともに農民を慰撫するための法令として重要な役割を果している。

3 地租改正の結果

丹後における地租改正の結果を見よう。全体として豊岡県は七万九一二九円余の増租となり、これに対して京都府では八万九〇八九円の減租となっている^⑪。また丹後と京都府の田畑の平均地価、収穫米、米価は意外に近い(表一、参照)。農業生産や商品流通、交通の在り方などから見ても、丹後の高地価^⑫高地租とやうことができる。

しかも「京都府の所轄の山城、丹波」の地租には「公然の秘密」があって、「一旦反別の検査が済んでしまったものを、府庁に於て席上で一筆毎に八掛をして、二割を引いてしまった」と、後年、地租改正事務局の有尾敬重は語

表2 丹後における

	地 租 改 正 前		地 租 改 正 後			
	A 田面積	B 畑面積	C 田面積	D 畑面積	E 宅地面積	F 増加率
第9大区 熊野郡	町 畝 1,118.29	町 畝 321.55	町 畝 1,672.93	町 畝 445.94	町 畝 109.13	% 147
第10大区 竹野郡	1,401.00	485.32	1,921.75	844.93	156.76	147
第11大区 中 郡			2,071.00	274.58	134.66	
第12大区 与佐郡(1)	} 2,374.34	} 734.97	1,350.85	929.36	106.85	} 160
第13大区 与佐郡(2)			2,581.77	99.76	203.04	
第14大区 加佐郡(1)			1,602.36	1,076.77	159.77	
第15大区 加佐郡(2)			2,014.20	532.53	140.09	
計			13,214.86	4,203.87	1,010.30	

出典：糸井又助『地券編輯記 第貳』(中郡大宮町，糸井家文書)より作成。

注：F 増加率=(C+D)÷(A+B)×100。H 旧貢租三カ年平均は、1872~4年。I 旧貢租三カ年平均×0.025)÷I×100。

っている^⑧。この京都府の地租二割減は、丹後との不公平を益々大きくし、後述の地価修正運動のなかでも、京都府と比較しての丹後の高地価^⑨高地租が問題になる。

また、丹後の地租改正の郡別結果を表二に見ると、増加率には不明が多いが、田畑面積の繩延率では与佐(謝)郡が最高であり、旧貢租に対する増加率では熊野郡が最高である。旧貢租率(貢租÷石高)は、「丹波三郡但馬一郡及ヒ丹後半部ノ藩領ハ其租重ク、但馬七郡丹後半部ノ幕府領ハ其租軽シ^⑩」と言われているとおりに、幕府領の熊野郡では二四・二%、藩領の一一大区与謝郡では三七・二%、同一三大区与謝郡では三三・八%、同一四大区加佐郡では四一・二%であった^⑪。従って旧幕府領の熊野郡では増加率が大きく、旧藩領の竹野・与謝郡では増加率が小さいという結果になる。一反歩の平均地価では、第一一大区中郡と第一三大区与謝郡が、ともに田五四円弱、畑二七円弱、宅地四一円弱と高い。

しかし、旧豊岡県がなぜ高地価^⑫高地租になったかを、再度地租改正の経過をふり返るなかで考えてみよう。西原の『雜誌 明治十四年』のなかに^⑬

- 一 明治八年ニ至リ実地丈量ヲ終ル。検査終ル。
- 一 右終テ県下各郡村共平均反米・地券限之收量ヲ算出シテ上申ニ及フ。
- 一 此時県庁ハ県下一般之收穫ヲ定メラル。

表3 農民側提出額と増加率

		田 方 平均反米	*修正 (+)	農民側 提出額 (A)	決定額 (B)	増 加 率 (B ÷ A × 100)	1887年 修正額 (C)	渡 少 率 ($\frac{C-B}{B} \times 100$)
		石 合	石 合	石 合	石 合	%	石 合	%
第9大区	熊野郡	1.028.6	.072.4	1.101	1.245	113	1.166	(-)6.3
第10大区	竹野郡	1.101		1.101	1.284	117	1.202	(-)6.4
第11大区	中 郡	1.007.1	.193.9	1.201	1.417	118	1.289	(-)9.0
第12大区	与謝郡	.660.9	.240.1	.901	1.020	113	.961	(-)5.8
第13大区	与謝郡	.972.	.229.	1.201	1.417	118	1.289	(-)9.0
第14大区	加佐郡	.864.	.145.5	1.009	1.151	114	1.085	(-)5.7
第15大区	加佐郡	1.105.6	.085.4	1.191	1.294	109	1.220	(-)5.7
平 均		.962.7	.161.05	1.101	1.261	115	1.173	(-)7.0

出典：農民側提出額は糸井又助『地券編輯記 第貳』(糸井家文書)により、決定・修正額は西原利兵衛『地租改正修正録附雜記』(西原文書)による。

注：*修正は、「田井五郎右衛門殿之御心算り書」(『地券編輯記』)である。

表4 豊岡県の郡別地位等級

大 区	等 級	田反収(米)	畑反収(豆麦)	宅反当地価
		石	石	円
第21大区 多気郡	1等	1.5	(豆) .701	35
第20大区 多気郡	同	1.49	(麦) 1.244	35
第19大区 氷上郡	2等	1.467	(麦) 1.244	38
第18大区 氷上郡	同	1.447	(豆) .742	38
第4大区 養父郡	3等	1.417	(豆) .741	38
第13大区 与謝郡	同	1.417	(麦) 1.16	38
第11大区 中 郡	同	1.417	(麦) 1.267	38
第3大区 気多郡	同	1.397	(豆) .743	38
第17大区 天田郡	同	1.377	(麦) 1.024	32
第5大区 朝来郡	同	1.327	(麦) 1.267	38
第16大区 天田郡	同	1.377	(麦) 1.124	32
第15大区 加佐郡	4等	1.297	(麦) 1.052	38
第10大区 竹野郡	同	1.277	(麦) 1.053	32
第2大区 出石郡	同	1.257	(豆) .701	32
第9大区 熊野郡	同	1.237	(麦) 1.809	32
第7大区 二方郡	5等	1.187	(麦) 1.122	32
第8大区 美含郡	同	1.167	(豆) .687	32
第14大区 加佐郡	同	1.147	(麦) 1.124	32
第1大区 城崎郡	同	1.127	(豆) .728	32
第12大区 与謝郡	6等	1.2	(麦) 1.027	38
第6大区 七味郡	7等	1.	(麦) 1.017	30
平 均		1.311	(豆) .720 (麦) 1.181	35

出典：『地租改正修正録附雜記』(西原文書)より作成。

一 而シテ県下之大区位ヲ投票シテ定ル。
 一 此投票タル名アリテ実ナキ者ニテ彼是土地之景況ヲ熟知セサル各区長ヲ招集、
 一 忽卒ニ大区之地位ヲ定ム。
 一 右様ノ訳ニテ大区位其当ヲ得ス。
 一 此ノ如キ不適当ナル大区位ニ県庁之定メタル收穫之高ヲ其地位ニ応シテ割当ス

表5 与謝郡の田畑宅等級

等級	田方收穫利分等級表	町村数	畑方同	町村数	宅地等級	町村数
1 等	石 1.9~	1	石 1.9~	1	円 240~	1
2 等	1.7~1.9	1	1.6~1.9	3	150~240	2
3 等	1.6~1.7	4	1.5~1.6	3	100~150	5
4 等	1.5~1.6	16	1.4~1.5	3	90~100	1
5 等	1.4~1.5	8	1.3~1.4	9	70~ 90	2
6 等	1.3~1.4	15	1.2~1.3	14	60~ 70	4
7 等	1.2~1.3	12	1.1~1.2	15	55~ 60	4
8 等	1.1~1.2	8	1.0~1.1	19	50~ 55	5
9 等	1.0~1.1	14	0.9~1.0	18	45~ 50	11
10 等	0.9~1.0	10	0.8~0.9	17	40~ 45	14
11 等	0.8~0.9	3	0.7~0.8	5	35~ 40	26
12 等	0.7~0.8	8	0.6~0.7	2	30~ 35	36
13 等	—	—	—	—	25~ 30	21
	計	100		109		132

出典：『地租改正修正録附雜記』より作成。

注：この数字は、『雑誌』（明治13年）にも載っているが、いずれも京都府への合併後のものである。

ルニ至レリ。

一 右割当タル收穫モ尚他府県ニ比スレバ少量ナリト云フニ至リ、重テ收穫ヲ増割当ツルニ至ル。

一 茲ニ於テ兼テ割当之收穫ニ服セサルニ又再度増加之割当ヲ達セラル、ヲ以テ人民蓋不当ヲ訴フルニ至リ、民間嘩散声ヲ絶タズ。終ニ上局県下ニ出張セラレ警部巡查ヲ置キ人民ヲ説諭致サレ強迫尤強ク中ニハ縛セラレタル者是アリ。又拘引ニ違フ者アル場合ニ至リ、

不得止一同拊黙候時御受書ヲ出ス事トナリタリ。若御請セサレハ蓋

縛ニ就ク恐レアルヲ以テ皆声ヲ吞ミ絶ヘ忍フ事トナレリ。

まず土地丈量検査後、各郡村から平均反米が自主的に提出される。それが表三の農民側提出額である。ところが県側は「各区長ヲ招集」して、「大区之等位ヲ定」め、「收穫之高ヲ其等位ニ応シテ割当」してきた。「地位等級」体系による「押付反米」のケースである。その結果、農民側提出額が最も強く拒絶されたのは、それぞれ一八%増に決定した第一一大区中郡と第一三大区与謝郡である。そして、この二つの地域がその後の地価修正運動の中心となり、一八八七年の地価修正でともに九%減という最も大きな成果を勝ち取っている（表三、参照）。

豊岡県全体の地位等級を表四に見る。一・二等は兵庫県側の諸郡であり、丹後では第一三大区与謝郡と第一一大区中郡とが三等で最高位にある。第二一・一三大区全体を併せた与謝郡のなかでも、表五のように各町村毎の地位等級が決められている。

先述のように、豊岡県では県↓郡↓町村という順で地位等級が上から決められ、「押付反米」が強行されている。

従来の研究が明らかになっているように、明治政府は、一八七四年一月迄に三六府県着手中で地租改正が完了していたのは二県一郡、新地租が旧貢租より五九〇万円（一六％）の減租が見込まれると知って、強力なまき返しをはかった。七年五月、大蔵・内務両省の間に地租改正事務局が設置され、本局から各地に保官を派遣して指導・監督にあたった。同年七月八日に「地租改正条例細目」を制定し、収穫調査を農民の申告方式から中央が地方に押しつける地位等級体系に切りかえた（いわゆる「押付反米」^⑦）。豊岡県の地租改正は、この地位等級体系による「押付反米」の典型的な事例のひとつとなるであろう。また丹後では、一度決定した米麦の収穫量・利子などを七五年一〇月末頃から引直しているが、筑摩県の場合は、地位等級体系の導入によって「すでに地引帳作成まで終わったところも、ふたたび再調査」が行なわれている。このような例は、かなり広汎に存在したと考えられる。

① 豊岡県は、一八七一年一月二日、丹波の福知山藩、丹後の舞鶴・

宮津・峰山藩、久美浜県と、但馬の笹山・柏原・出石・村岡・豊岡県

と、美作の生野県を合併して出来た。その後、一八七六年八月二日、

豊岡県は廃され、丹後五郡と丹波天田郡は京都府へ、但馬八郡は兵庫

県へ移管される（内務省図書局『地方沿革略誌』一八八二年）。

② 京都府与謝郡加悦町算所の区有文書。

③ 西原家文書。同文書と西原家については、拙他編「与謝郡算所村

西原家文書目録」（丹後郷土資料館収蔵資料目録・第二集）一九八四

年）参照。

④ 『明治二十一年十一月吉日 己年免割帳』（西原家文書）、『明治五壬申

歳五月改 豊岡県管轄第拾三大区戸籍』（区有文書）。なお同戸籍（写

本）によると、算所村は本村が八六戸（三三八人）、枝村の被差別部落

が三六戸（一七四人）である。本村の職業構成は、農業が三八戸（四

四・二％）、絹織物職が九戸（二〇・五％）、縮緬下職が三二戸（三六

・一％）で、働き・大工・塗物・鏡磨・木挽・医者・瓦屋が各一戸で

ある。農業といっても機屋を兼業しており、算所村は村落の五〇％以

上が縮緬業に関係している「小工業」の村落である。算所村について

は、拙稿『解放令』前夜の部落の生活』（部落問題研究所編『京都の

部落問題二 近代京都の部落』一九八六年、所収）を参照。

⑤ 京都府中郡大宮町周枳、糸井滋泰所蔵。

⑥ 田中光儀（一八二八年五月二六日〜八六六年八月三日）は、元幕

臣。免官の理由は、県の「手元金」を勝手に貸回したり、大阪堂島の

米相場に投じたりしたためと言われている。一八七五年七月に免官と

なり、一〇月に鳥取県より三吉周亮が権令に転任している（豊岡県庁

手許金取調候趣上申書」（国立公文書館所蔵）。

⑦ 桜井勉（一八四三年九月一三日〜一九三二年一〇月二日）は、但

馬の出石藩出身の士族。一八七五年七月八日より、地租改正局五等出

仕として、「飾磨・小田・岡山・広島・豊岡・北条・鳥取・島根八県

「出張」(見山桜井勉翁米寿賀集)一九三二年、一四二～三頁)して
 ころ。

⑧ 三吉周亮(一八四一年二月三日～一九〇三年六月一日)は、元長
 州藩士である(吉田祥朔『近世防長人名辞典』一九五七年、他)。

⑨ 石川三良助(後年、三良介。一八四六年四月七日～九九一年二月一
 三日)は、一八七五年第一三天区地租改正総代人として、「兇徒囂聚
 の罪ありとして豊岡県に引致され、獄にあること七カ月に及んだ」(京
 都府議会议務局『京都府議会议歴代議員録』一九六一年(以下、『議員
 録』と略)一〇二頁)とある。ただし、一八八七年八月七日の『朝
 野新聞』の石川三良介の記事では、「法網に触れ、遂に五十日間鉄窓
 の中に呻吟する」となっている(『新聞集成明治編年史』一九三四年、
 六五年版、四五九頁)。

⑩ 西原利兵衛『日誌』(明治一七年一月三十一日)の写しによる。
 ⑪ 金子雄一『地租改正評論』(一八九一年)第二号乙表。我妻東策前
 掲書、五七頁。

二 地租軽減運動の展開

1 地租軽減運動の開始

丹後では、地租改正が終了しないうちに、地位「等級又ハ利子」の引直しを要求する運動が起っている。中郡周枳村の
 用掛堀清助が、「乍恐以書付奉歎願候」という歎願書を、一八七五年九月に三吉豊岡県権令代理大野右仲権参事に出して
 いる。^⑫

周枳村は田方が四等級となったが、水不足のため「井堰井溝」の入費が高み、他村とは地位等級が実質「二等級」の
 違いがあるので、「等級又ハ利子」を引直してほしいとするものであり、周枳村用掛単独の請願である。この行動はその

⑫ 一八八〇年の米反収を見ても、山城平均二・二石に対して、丹後は
 一・二石と二倍近い差がある。(『明治十三年京都府統計表』一三二～
 六丁)。

⑬ 有尾敬重『本邦地租の沿革』一九一四年(一九七七年版)一三七
 頁。原田久美子は、府当局が「このような異例の措置をとった背景に
 は農民たちの大きなたたかいがあったはず」としている(『物語 京
 都の自由民権運動』二二回(『京都民報』一九七五年一月三日))。

⑭ 金子雄一前掲書、第二号乙表。

⑮ 『地券編輯記 第二』(糸井家文書)。

⑯ ただし、これと全く同じ文書が『明治十三年 御達綴 与謝郡第六
 組岩滝村』(岩滝役場文書)のなかにもある。

⑰ 福島正夫『地租改正の研究』(一九六二年、七〇年版)第二編、近
 藤哲生『地租改正の研究』(一九六七年)第一章、参照。

⑱ 丹羽邦男『明治前期における租税の性格について』(二)(『神奈川大
 学』『商経論叢』八巻二号、一九七二年)二八頁。

後も継続し、同年二月一九日には、周枳村小前百姓総代牧川久兵衛、用掛堀清助、副戸長田中彦右衛門の名で、「乍恐書附ヲ以奉再歎願書」が豊岡県権令三吉周亮に出され、一八七七年一〇月二三日には、周枳村百姓惣代堀清助、同小幡八郎兵衛、戸長糸井又助の名で「地租正税金御取下ケ願」という同趣旨の歎願書が、京都府知事榎村正直へ出されている。

これに対して、地租再改正後の一八七五年一月六日には、「地租御改正ニ付歎願書」が出される。「米麦石員村請之分区戸長・用懸リ共心得ヲ以村毎敵密之歩対相試候歩合且従来収獲取調候処、多分之齟齬有之」ので、「明九年ヨリ御官員派出之上御対試歩合ヲ以等位・収獲共公平之御処分被成下度、一同歎願」している。この歎願書では、第一一大区二小区の周枳村堀清助ら三五町村の用掛が連署しており、第一一大区々長今井俊郎、同副戸長上田惣左衛門・石橋六兵衛、二小区戸長糸井又助、三小区戸長古卷意平、四小区戸長岡次兵五郎、一小区戸長辻親厚(署名順)が「奥印」して、豊岡県権令三吉周亮、同権参事大野右仲に提出している。これらは中郡の全町村であり、桜井三吉ラインによる地租再改正に対して村々の用掛・戸長の結集が短期間に行なわれ、組織的な地租軽減の請願運動が行なわれていることがわかる。その後京都府に移管された一八七六年以降も、中郡では請願運動が続いている。

与謝郡でも、中郡ほど組織的な動きではないが、地租改正に対する抵抗が行なわれている。先述の『永代雑誌』によると、一八七五年一二月、「御引直之旨被達候得共、測量之敵なるを楯として御請不致候内如何之御都合ニ哉収獲米四合増被達候付ニ不服強願中(鳥居区長へ地券之件ニ付人民江説論、等不尽之旅を以歎ニ免職と相成候)、権令・権参事御出張、前頭之通敵重之御説論ニテ強情なる村方茂速ニ御請候」とある。ここから一八七五年一二月の再検査の時に、鳥居諷区長が「人民江説論等不尽」で罷免されていることがわかる。同年一月、岩城親雄副区長が、「十三大区副区長岩城親雄地租改正ニ付建議歎願書」を豊岡県権参事大野右仲に出している^②。そのなかには、次のような注目すべき一節がある。

第一条 去ル本年十月の中豊岡町養源寺ニ於テ地租改正集議ノ末、遂ニ晝面ヲ以テ田畑収獲・宅地々価等ヲ改定ナリタリ。該会ハ元ト民権暢達ノ際且ツ地租ノ人民命脈ノ関スル処、其事至大ナルヲ以テ全県下ノ区戸長ヲ会シ集議アリシモノト臆測セリ。而シテ其結末集議ノ

決ニヨラジシテ断然指令ニヨリテ決定シタルカ如キハ臣末々本會ノ主旨初ヨリ何レニアルヲ知ラザルナリ。

「押付反米」が「民権暢達」を阻害していることを指摘し、「今令ノ変スルヤ税額ヲ増シ、民ノ所得ヲ減スヤ所謂民ノ義務ニ関スルト雖、下民ノ紛ヲ生スル又一理ナキニ非ス」として、「近々官吏ヲ派出シ實際試験シ懇到説論」のあることを願っている。罷免された区長の鳥居誨は、七五年九・一〇月当時民権結社天橋義塾の社長であり、副区長の岩城親雄もまた同塾の副社長である。「民権暢達」という言葉は、「人材培養」、「小学校教員ヲ保護」とともに、天橋義塾の創立目的のひとつである。このように与謝郡の運動が、元宮津藩士の区長・副区長という士族インテリ―天橋義塾の指導者によって始められていることには注目すべきである。また岩城の地租を「其結末集議ノ決ニヨラズシテ断然指令ニヨリテ決定シタルカ如キハ」という指弾には「公議輿論」尊重という枠を越えた「租税協議権」思想への接近がある。

一方、地租再改正下の農民たちは、どのように動いたか。『永代雜誌』によると、「算所村收穫不公平之趣意を以六ヶ村協議之上修正致度旨」を和田正義戸長に申し出た。和田戸長は「申出事件之是非を茂糺さず」、用掛西原利兵衛に至急宮津へ出て来いと言ったが、村では等級・收穫米が既に決定されている段階で、用掛の西原が宮津へ行くのはまずいとして、まず代理人を立てて様子を見てはどうかということになった。そこで西原は触頭の吉田善助に、「戸長ノ權威又ハ各村々數十人之強勢ヲ以テ修正を相勸る事有之も、承諾不相成候」と申し含めて宮津へ遣った。ところが吉田からは、「不服申立毫茂承諾之色相頭れ不申ニ付、是非用掛リ其他重立候百姓出張可致旨」申し越して来た。そこで西原は、長百姓を集めて吉田を出張させた理由を話したが、「今回之事件ハ不容易大事件なり、将来村民之休戚ニ大関係之事なれば用掛リハ出張セざる方得策与決し」、小巻惣左衛門・小牧源治郎・戸田与助・富田佐助らを宮津へ遣ることにした――

夫ヨリ四名ハ宮津町郷宿西川善蔵方ニ於テ、外五ヶ村用掛リ・触頭・長百姓数十人ヲ教日議論を尽し候中、和田戸長より数村數十人折角申出之件ニ付少分ニ而茂承諾可致旨説論有之候処、当五名ハ立服いたし、算所村ハ平素本郷之御達ハ申迄。無之区戸長之違ハ遵守し、糺ニ收穫米切出しも速ニ御請致居候義ニして、不服申出も村方区戸長より説論可有之当然なるニ、反テ算所村江説論被下候段不服なり

表6 第1・2区の繩延率 (1877年)

	A改正前	B改正後	増加率	
第1区	町 畝 歩	町 畝 歩		
	62.53.28	118.76.28	190	
	雲 原 村	63.06.06	113.44.11	180
	与 佐 村	73.29.27	108.41.11	148
	滝 金 屋 村	83.54.	85.58.07	102
	後 野 村	47.98.06	65.04.13	136
	加 悦 町 村	57.54.15	72.01.11	125
温 江 村	100.32.06	117.04.20	117	
計	488.28.28	680.31.11	139	
第2区	四 辻 村	58.46.20	66.77.28	114
	幾 地 村	86.61.22	98.59.02	114
	岩 屋 村	50.37.05	81.04.11	161
	三河内村	91.11.24	126.19.17	139
	算 所 村	33.12.19	44.49.14	134
	加悦奥村	55.18.11	84.02.03	152
計	374.88.11	501.12.15	134	

出典：A改正前は『与謝郡村之人數調』（京都府立総合資料館所蔵）により、B改正後は『明治10年日記』（西原家文書）による。

注：A改正前の実数は、『明細取調差出帳』（天保12年）によると推定される。

ている。だが、表六に見るとおり算所村の繩延率は三四%で第二区の平均と同じである。⑤
 雲原村・滝村であり、第二区では岩屋村である。第一区は金屋村は二%しか増加していないが、この村では今日でも地租改正の時に畝歩を誤魔かした話が語り伝えられている。⑥
 このような消極的な抵抗も存在した。

2 一八七七年の請願運動

一八七七年二月二日、丹波天田郡総代の一〇五区戸長、区長による「田畑利子御引直シ願」が、京都府知事榎村正直に出される。⑦
 同請願書によると、「最初人民ヨリ申立候取獲實際ノ登量」「反別耆反歩ニ付平均田米耆石耆斗余、同断畑麦

と主張いたし、戸長・副戸長とも数回の議論ニ閉口し、結局追増取獲へ承諾せざる事ニ相決し右五名愈快ニ帰村いたし候。

算所村では、反米の追増加を拒否したのである。用掛西原利兵衛が中心となって、触頭・長百姓らが積極的に動いている。中郡の場合を見ても、元庄屋用掛層が地租改正反対闘争のリーダー層を形成している。

しかし、地租改正に対する抵抗は、これらの積極的なものだけではない。後年の西原が、他村では地租改正の「測量は九分掛位（耆反歩を九畝位にすること）一般の振合なり」、算所村は正直すぎて損をした、と語っ

九斗余、同断宅地金廿九円迄申立候得共御採用不相成、遂ニ官ヨリ増殖割當テ田米平均壹石三斗七升、畑麦同断壹石九斗余、宅地同断金三拾八円余ニシテ、利子六朱未滿ヲ以相立」た。増加率で見ると、田米が二五%、畑麦が一一%、宅地金が三一%の増加である。田米だけしか比較できないが、丹後全域の一五%と比べても著しい増加率である（表三参照）。そこで地租「改正以来米価年々衰江金融倍ニ窮迫、地価亦從テ下低」してきているので、「平均利子六朱七厘并宅地ノ分ハ右利子割合ヲ以御引直被成下度」というのである。「押付反米」を批判して、利子の引直しによって地租軽減を実現しようとしたものである。

その直後の同年三月八日、丹後国中郡各区総代として、第一区戸長岡田平左衛門（延利村）、副戸長古卷意平（口大野村）、第二区副戸長石橋六兵衛（河辺村）の連署による「地租改換之義ニ付歎願書」が、京都府知事榎村正直に出されている。同「請願書は、まず豊岡県時代、大野右仲権参事が「実地御検査取獲不適當之義モ御承引被下」、五ヶ年後御改訂」を約束されたが、「昨年之格外之旱捐別テ疲勞仕」、「現今地価百円之券面實際売買上ニ至テ半額ニ充タス、村柄ヨリ百円ノ券面拾円ヨリ乃至貳拾円不^未滿ニ近ク、漸次各民哀^憐難取統」なっている。「此儘荏苒仕置^得ハ必五ヶ年ノ際ニ至リ下民沸乱可仕ハ論ヲ不待」、「当秋立毛刈様直ニ御検査被下候上、地味至当之御所分奉仰希度」と請願している。「下民沸乱」まで示唆して、かなり強く「地租改換」を要求している。この中郡総代の一人古卷意平は、天橋義塾の社員であり後には国約憲法制定・国会開設の請願運動に奔走している。

他には、一八七七年と推定されるが、加佐郡第一区の総代・副戸長の連署による「地租御改正之義ニ付歎願書」が、京都府知事榎村正直へ出される。この請願書によると、「現地反歩ニ付平均田米壹石壹斗五升五合、畑麦壹石壹斗壹才、利子六歩貳厘五毛、宅地価三拾七円廿三銭」のところを「利子七歩貳^厘、宅地右ニ準シ御引直奉願度」とするものである。また、加佐郡でも一八七五年からねばり強い請願運動が展開していたことがわかる。

一方、与謝郡では西原利兵衛が、請願運動を行なっている。西原の『明治十年日認』によると――

九月廿五日 地券歎願書談合ニ付、岩瀧区務所近ク第五区扱所ニテ志達直七殿へ尋向致候処願面認直し、昨廿四日、漸支庁結閣殿へ差出し置候旨、歎願書ハ出張官へ御廻し之様候也。岩城殿ニモ午後三時頃御出張被成前件之始末承り候也。然ル処旧用掛或ハ惣代召集談事可然怒像致候也。……(略)……

とある。西原が相談している志達直七は、天橋義塾社員であり、当時は与謝郡第四区副区長である。また「岩城殿」とは岩城政親であり、当時は与謝郡第五区々長である。この時、西原が中心となつて出したのが、与謝郡第一区戸長藤伴七・同杉山正當、同第二区戸長西原利兵衛・同坂根庄三郎、第二区々長川村政直の連署による「地租御改正之義ニ付歎願書」である。

この請願書は、一八七五年「九月、県下各区戸長ホ召集之上、豈計ン現地疋反ニ付平均疋石四斗疋升七合、畑麦疋石式斗八升五合、宅地四拾円九拾三銭、市街宅地ハ百拾円、利子六朱ノ割ヲ以賦課」され「一同驚入」っていたが、同年一二月「田米疋石四斗式升疋合、畑麦疋石疋斗三升六合疋才、利子五朱九厘五毛、郡村宅地四拾三円式拾三銭ニ御引直シ」のあった事実。「其際区長説論不行届ニ付免職相成、且戸長惣代之内疋名監倉入」として、鳥居諷区長の免職や石川三良介の逮捕などの事実を挙げている。そして、地価は「現今実価ニ比較スレハ平均十ノ五六、或ハ三四ニシテ」といった地価の低減、「金融之道塞リ、随而米麦其他作物総而低下シ」という経済事情から、「実地御点檢之上、實際登量之收量ニ御引直被成下候様」願っている。

一八七七年の中郡・天田郡・加佐郡・与謝郡の諸請願書に共通している点は、第一に旧豊岡県時代に不当な押付反米による地租改正が強行されたこと。第二に地券上の公定地価と実際の売買地価との乖離が生じていること。第三に米価低落、金融逼迫による生活難が生まれていることなどを、そろって指摘している。そして問題解決の手段としては、利子が収獲米の引直しによる地租の軽減を要求している。

しかし、この内第三の問題は、七七年からの異常な米価高騰によって一応緩和される。西原の『雜誌明治十四年』にも

（押付反米）
 一 右様之訳ニテ困難ヲ附へ来ルモ幸ニシテ、此年豊登且米価之騰貴ニ際スルヲ以テ困難ヲ免ル（雖）
 普テ申立居ル妻子離散之景況ニ至ルモ知ル可カラストス。
 と記されている。

しかし、なぜ一八七七年の時点で、四郡が一斉に地租軽減を要求する運動に立ち上がったのであろうか。その問題を解く鍵のひとつは、次の京都府布令のなかにある。丹後五郡と丹波天田郡の京都府への合併直後、一八七六年一〇月七日の京都府布令番外第一号は、本年「地租金上納期限」だが、「山城全国・丹波国舟井・桑田（北、南）
 何鹿郡之儀者、本年地租改正着手中ニ付租額確定不相成」、旧貢租を課すが――

一 丹後全国・丹波国天田郡地租之儀、昨八年ヨリ新稅施行相成候処、其調中反別之重複等有之於旧県最前之租額更正之義其筋へ申立中ニ付、先ツ旧県引繼之租額ヲ以別紙之通分賦上納申付候条、追テ前文同様取計可申事。

とある。山城全国などへも「追而成頓之上過不足決算之積相心得可申事」として、後に追徴金を取ることも示唆している。しかし、「反別之重複等有之」、「租額更正之義其筋へ申立中」というのは、暗に旧豊岡県の失政を京都府が認めたことになる。しかも京都府は、一八七六年二月一八日、引当米制度として地租金第二期納分の三分の一を代米納するという恩恵的な施策を出している。^⑩

京都府知事楨村正直の施策のなかには、旧豊岡県時代の強権的・高圧的な治政を暗に批判することによって、豊岡県を廃して丹後五郡と丹波天田郡との合併を強行したことへの批判をそらし、京都府の治政を際立たせようとする意図があったとも考えられる。しかし、丹後と丹波天田郡の農民たちにとって、この京都府の「恩恵」的な施策が、地租軽減運動への誘い水となったことは明白である。彼らは旧豊岡県時代の強圧的な治政を主張することによって、豊岡県との差異を強調する京都府を説得し、地租軽減を迫ったのである。

天田郡・中郡・与謝郡・加佐郡ら四郡の農民たちの請願書を受け取った京都府は、どのような対応をとったであろうか。中郡の場合だけがわかる。京都府は苦慮した末に、一八七七年四月一三日付で、京都府知事榎村正直による「丹後国中郡村々当秋稲毛芻試之義ニ付伺」を、地租改正事務局総裁大久保利通と三等出仕松方正義に出している。^⑩ 伺は、「五郡ノ中ニテ中郡之地景一目スル処平坦ニシテ外見不悪ヨリ上等ニ位置スルト雖モ、其実砂地斗リニシテ地味肥土無之、就中三分一ハ溪間之村落ニテ瘠地多、該郡江割当之収獲米多量ニシテ外四郡ト之不権衡」があり、当年秋の稲を芻試して申立に相違なければ反当収量を改めたいとしている。これに対して地租改正事務局は、「伺之趣難聞届候条、成規ノ通り地価五ヶ年間可据置」と答えている。一八八〇年まで待て、というのである。

いまひとつ、一八七七年の高揚の背景を考える史料がある。与謝郡の運動指導者のひとり西原利兵衛の『明治九年 見聞録日認』には、七六年の記事として――

五月廿一日……(略)……

――天橋義塾資本金方法ニ付集会之事。并二日、千賀出平・浪江源助代理義塾会儀出頭之事。^(正)

とある。また同年一二月二三日にも、「天橋義塾之義ニ付、高橋亀三殿出席ニテ三人昼賄之事」とある。千賀正平・浪江源助は、それぞれ与謝郡岩滝村・同岩屋村の天橋義塾社員であり、高橋亀八も元宮津藩の士族で天橋義塾の会計責任者であった。最初の記事にある五月二二日の集会とは、義塾の「千人講」(資本講)の会議で、「与謝郡内の市部の有力者を中心に、中・竹野・加佐郡から五八名出席」したものである。^⑪ 西原もまた出席者の一人であり、義塾の社員であったことは間違いない。先述の中郡の古巻意平、与謝郡の岩城親雄・志達直七らの動きを見ても、丹後での広域的・組織的な地租軽減運動の背景には、民権政社天橋義塾との連携があったと考えられる。

① 『地券編輯記 第五』(糸井家文書)。

② 西原利兵衛『日誌』(明治一七年一月三一日)の写しによる。

③ 以下、天橋義塾社員の経歴は、主として宮津市教育委員会文化財保護委員会(中島利雄)編『資料天橋義塾』上下(一九七九年)による。

る。

- ④ 原田久美子「自由民権政社の展開過程——天橋義塾の場合——」（京都府立総合資料館『資料館紀要』創刊号、一九七二年）四九頁。
- ⑤ 西原光太郎『我が父の事を記す』（一九一七年）二七頁。
- ⑥ 京都府与謝郡加悦町金谷、杉本利一談。
- ⑦ 西原利兵衛『地租修正録附雜記』による。請願書は殆ど京都府立総合資料館編『京都府百年の資料—政治行政編—』（一九七二年）四一九～四九頁に収録されている。以下、特に断りのないかぎり同史料。
- ⑧ 『地券編輯記 第五』（糸井家文書）。
- ⑨ 舞鶴市史編さん委員会『舞鶴市史—通史編(特)—』（一九七八年）、一三六～三七頁。
- ⑩ 山田達夫編『明治前期 京都府林政史資料』（一九七五年）一六四～五頁。
- ⑪ この一八七六年八月二日の統合については、「太政官布告をもって、強制的に統合させられたものである。このことは、府県の財政上の強化策として統合を促進するものとして意義があった。すなわち、豊前県の統合によって、京都府は石高約八四万石になった」（林正己『府県統合とその背景』一九七〇年、七〇頁）と言われている。
- ⑫ 『明治十四年 丹波天田郡 再改正一件』（京都府庁文書、『京都府百年の資料—』所収、四二〇～一頁）。
- ⑬ 原田久美子「天橋義塾関係年表」（『資料天橋義塾』上、一八五頁）。

三 地租軽減運動から地価修正運動へ

1 一八八〇・八一年の請願運動

地租改正実施から五年後の一八八〇年まで地租改正条例第八章の五年間据置を盾に、地租軽減の請願を圧殺してきた京都府と地租改正事務局は、ここで再び農民たちの地租軽減要求に直面する。

京都府は、早くも八〇年三月一日付で、「明治十三年ハ既ニ年度ニ有之候条、速ニ改正着手致度存候」という「丹後全国丹波天田郡田畑宅地第二次改正之義ニ付伺」を、地租改正事務局総裁大隈重信に提出している。^①

この動きの直後、与謝郡でも五月に各組惣代の粉川市右衛門・後藤八右衛門・茂藤徳左衛門・小室静三・羽淵伝左衛門・橋本源治郎・向仲清右衛門・泉治郎左衛門ら九名の連署で、「改正年度則本年も殆ト半年ヲ経ル」のに、一体どうなっているのか、といった内容の「地租御改正之儀ニ付再嘆願書」が出される。^② その後も、六月二三日、与謝郡第五組村々惣代・戸長による「地租再改正願」が出されている。天田郡の村々からも、これに連動する請願書が出されていたことは、翌

八一年の同郡の請願書の文面から推定できる。

三月の京都府の伺に対して、地租改正事務局は、「伺之趣追テ何分之議相違可申事」と返事している。これに対して京都府は、再度九月三〇日に榎村知事代理京都府大書記官国重正文の名で、大藏卿佐野常民に「昨十二年ニテ据置年期相満候処、本年第貳拾五号公布ノ旨モ有之、該改租ニ於テ当初定メタル地価不適当ト思量シ左ニ具申候」として、豊岡県時代に押付反米があったことを示し、検査員の派遣を願っている。大藏卿佐野常民は、翌八一年一月一〇日、「伺之趣追テ検査官派遣セシムヘク候条、地価修正ヲ要スヘキ村数等取調可申出候事」と、検査員の派遣を約束している。検査員には「大藏省少書記官」有尾敬重が派遣されたが、有尾は「政府ニ於テ明治十八年迄据置」とのみ伝えて帰った。

政府は、既に地租改正事務局総裁大隈重信の「上申」を入れて、一八八〇年五月二〇日、太政官布告第二五号をもって「地価（明治）ハ同十八年迄之ヲ据置クコトムシ、特ニ公平ヲ得サルモノムニ対シ実地調査ノ上一町村又ハ一郡区ヲ限り地価ノ修正ヲ許ス」という決定を行なっている。その地価修正請願の打切りの代償として、神奈川県以下一八県の「特別地価修正」を許し、「京都府及兵庫県ノ内旧豊岡県ニ係ル分ハ、検査官ヲ派遣セシト雖モ実地踏勘ニ及スシテ聴セサルコトニ決シ」^④ている。

しかし、有尾検査官の派遣（実地踏勘なし）、地価修正の一八八五年迄の延期決定後も運動は消滅しなかった。八一年五月一二日、与謝郡第六組地租改正願惣代茂籠徳左衛門（下山田村）と小室静三（岩滝村）の連署で「地租修正之義ニ付歎願書」が出されている。^⑤同請願書は、「豫テ明治八年ヨリ同十二年ニ至ル間、粗ボ村々坪稲刈リ試ミモ仕居候。且本年三月第貳拾八号公布之御旨趣モ有之ハ得バ、旁以テ今ヨリ三ヶ年間秋刈リヲ以テ官ニ於テ登量御試験、其平均額ニ因テ明治十八年ニ至リ全ク特別公平ノ御処分」を仰望している。同じく八一年五月一二日、与謝郡第四組各村総代人の西原利兵衛・志賀伊助・石川龍造は、「今般御利解候ニ付御答及願書」を与謝郡長長田重遠に提出している。同請願書では、「再度被命候処ノ收穫米ハ登糧不仕義ニハニ付、御調之上收穫御引直被成下度」願っている。後述するように第六組と第四組とは要望の

食い違いが生じており、第六組は一八八五年迄官側による刈試を、第四組は収穫米の即時引直しを要求している。

しかし、運動は分裂することなく同年七月の与謝郡第四組の村々総代連署、戸長糸井信興與印による「地租修正願之義ニ付再願」が出され、「明治十八年迄延期承知可仕候、尤其翌年ニ至リ候得者石代之改正而已ニ止ラス、^(ト)收穫ハ勿論其他不公平ノ廉ハ断然改正被成下義、確守御明示被成下候様仕度」と、京都府知事北垣国道に確約を迫っている。一応、第四組も一八八五年迄の延期を認めている。これに対して京都府は、同年七月一六日、「書面願之趣聞置候事」と、知事代理京都府大書記官国重正文の名で回答している。

だが天田郡では、同年五月二九日、「十八年迄据置説論」が出されたので、「昨十三年差出置修正願書」を下付してほしいという請願書が、五組を除いて一組から一四組の戸長・戸長代理による「下付」願を添えて京都府へ提出されている。京都府は喜んで、「書面願之趣聞届、前願書下戻候事」と返事している。^⑥

しかし同年、加佐郡書記秋田道実・竹野郡長大石雲根・中郡長粟飯原鼎・熊野郡長川村政直・与謝郡長長田重遠・天田郡長竹中兼和らの連署による「地価修正之義ニ付伺」が、北垣国道知事宛に出されている。伺の内容は、人民の「不満ノ念永ク蟬脱仕間敷乎、加之明治十八年ニ至リ万一米価改正ニ止リ、其他ハ尚据置ルムカ如キアルキハ到底此不幸ヲ脱スルノ期ナカルベシ」、「該年ニ至ツテハ不適當ノ廉ハ必ス御改正可相成旨御明示被下度」とするものであった。郡長らは、農民たちの不満と下からの運動の組織化を機敏に感じ取っていたのである。

ここで西原利兵衛の行動にもどって、一八八〇・八一年の再闘争の意味を考えてみたい。『明治廿九年四月編 西原利兵衛略伝』によると――

明治八年ノ地租修改正ハ偏頗ニシテ旧豊岡県ハ苛重ニ失シ、殊ニ旧十三大区ハ他ニ比シ地租ノ負担重キヲ以テ、明治十一年・全十
四年ニハ連署シテ本府ニ嘆願シ、或ハ搦代トナリテ上京シ親ク知事ニ面陳セリ。時ノ郡長陶不^{兵田}次郎及北垣知事ハ始メテ其実情ヲ知

リ願意ノ止ムヲ得ザルニ出タリヲ計リ遂ニ大蔵大臣ニ陳情シタリト虽モ、当時政府ニ於テハ地租修正ノ甚大事業ニシテ、巨額ノ費用ヲ要ス一朝精確公平ニナシ易カラザルヲ計リ、地租条例ヲ發布シテ地租修正ヲ行ハザルヲ規定シ地方請願ノ道ヲ杜絶セリ。是ニ於テ策ノ施スベキナク空クロヲ籍スルノ外ナシト虽モ、偏頗不公平ハ天理ノ許サル処又人民□ノ耐ヘザル処、政府我政府モ□賢明ニシテ銳意ヲ計リツ、アルガ故ニ、今ヤ立憲ノ美制度ヲ施カントスルニ当リ人民ノ不服ニ安セザルヲ察シ、地租条例アルニモ拘ハラズ更ニ嘆願書ヲ呈出セリ。其間ハ常ニ搦代トナリ或ハ地主会ヲ開キテ請願ノ道ヲ講ジ、或ハ上京シテ知事ニ嘆願セリト虽モ、地租条例アルヲ以テ人或ハ其徒勞ヲ笑フモノナシトセズ。然リト虽固ク信ズル処ハ敢テ退ク事ナン。……(略)……

とある。一八八四年の地租条例を、「地方請願ノ道ヲ杜絶」するものとしてとらえているのは、さすがに運動体験者である。また、「今ヤ立憲ノ美制度ヲ施カントスルニ当リ人民ノ不服ニ安セザルヲ察シ」嘆願書を提出したのは、立派な「租税協議権」の思想である。

近年の研究では、一八八〇年の地租改正事務局閉局の動きもまた、「大限の掌握する大蔵省の権限を強化し、松方の財政経済政策部面からの排除を一層確実にする」という政治的意味」とともに、「各地農民の地租改正対運動の終局的な圧殺を意図したもの」という指摘がなされている。八〇年の太政官布告第二五号の公布は、各地の農民たちの運動に分裂の楔を打ち込んでいる。^⑨ 丹後での様子を、西原の『雑誌 明治十四年』から見よう――

一 昨十三年五月、大政官第貳拾五号之公布アル。人民ニ取リテハ平素ノ請願モ初メテ天ニ達シタル心底ニテ、弥修正ノ出願ヲ採用可相成事ト決意セリ。

一 然ル処此頃大蔵省少書記官出張致サレ過日来承ル処ニテハ、右第二十五号公布ノ御趣旨ハ人民之見解トハ異ナリ、此公布ノ趣旨ハ全ク少部分ニ関スル者ノ修正ニテ一國一管内ニ渉ル者ハ此限ニアラサル者ト申事ニテ、右等一國ニモ渉ル可キハ改正トナル趣ニ承ル。

と。太政官布告第二五号によって地価修正が実現すると考えたが、それを誤解だと知ると農民たちは――

一 大蔵省少書記官殿ヨリ御示シ相成ル者ニ基キ、私共於テハ尤説示可致ハ勿論之事ニテ敢テ述ル迄之事ニハアラス。乍去第二十五号

公布第一条但書ノ趣旨若人民之所見ニ候得者、今ヨリ修正ヲ願度ト申立ル節ノ示方ハ如何致ス可キ歟。

一 私共ノ所見ニテハ少書記官ノ論サル、通到底十八年迄年延^レ、方利害ニ於テモ素ヨリ便宜ト見据候。付テハ只管年延之積リ論ス可キ見積ナレ^レ、若人民ヨリ来ル十八年ニハ必修正ヲ願ハル、事ニハ、今ヨリ願書ニ御採ノ指令ヲ申受度。若此義無ケレハ永年今日之登置ニテ据置カレ候テハナラサルニ付、今日ヨリ修正ヲ願度ト申立ルハ如何スヘキ歟。

ところが「大蔵省少書記官ニハ直ニ彼ノ地方へ出張致サレ」た。そこで――

過日、郡長長田重遠殿地券修正願御説示^レして各組へ御派出。其御答及修正願集會ニ付第四組各村惣代^レとして石川龍造・志賀伊助・西原利兵衛、五月十日出津仕候也。

五月十日、宮津分宮神官宅ニ於テ郡中會議、地券修正願各組ノ趣意論弁討議ス。翌十一日、願意之書類各自持參ス。然ル処第老組・武組・三組・六組之如キハ、明治十八年迄自村ニテ刈試之上收獲御引直之趣意ト、又ハ当年ヨリ明治十八年迄官ヨリ刈試を願十八年ニ至リ收獲御引直願度^レノ願意ナリ。

第四組・五組ニ於テハ修正ニテモ改正ニセヨ、当今收獲御引直ニ願度トノ願意ナリ。第八組・九組ノ如キハ願意大ニコトナリ、兎も角一応帰村いたし村内集議之上願面草稿可致^レ与事ナリ。

そして五月一二日に、「当組願面」の「今般御利解候ニ付御答及願書」を郡長に差し出して、郡長と面談し、同日午後五時に宮津を出発して、帰村している。

この五月一〇・一一日の分宮神社の「郡中會議」での意見の対立は、六組の代表岩滝村の小室静三の『明治十四年三月日誌』のなかにも書かれている。

五月九日、地券之義ニ付去七日各村決議ヲ当組ニ整理シ候處、何連も本年カ三ヶ年坪刈願^{（カ）}庭^{（テ）}十八年修正ニ事決ス。

五月十日、地券ニ付出津、分宮ニテ与謝郡集會。各組意見ヲ討論スニ区^{（カ）}ニシテ纏^{（カ）}リ不申。明十一日、書取ニシテ差出ス事。

五月十一日、地券昨日統^{（カ）}キニテ分宮集會。当組意見書取ニシテ差出候處、各位一撥^{（カ）}ニ不成^{（カ）}トニ付、先其組見込^{（カ）}ヲ以テ郡長へ返答可致事ニ決ス。……(略)……

先述の六組と四組との請願書の食い違ひに見られるように、「明治十八年迄官ヨリ刈試を願十八年ニ至リ弥收穫御引直」を願う一・二・三・六組と、即時「收穫御引直」を願う四・五組と、どちらでもない八・九組との間に、意見の対立が生まれている。しかし、運動は分裂することなく、従来の用掛や戸長の請願という形から、第四組では地租修正の請願「搦代」という独自の組織が形成され、「地主会ヲ開キテ請願ノ道ヲ講ジ、或ハ上京シテ知事ニ嘆願」を続けている。こうした持続的で組織的なたがいが、郡長・郡役所をさえ動かしていったのである。また請願運動の内容は、太政官布告第二五号の第一條但書「特別地価修正」を勝ち取ることにむけられるようになり、今後のたがいは地租軽減運動から地価修正運動へと転換する。

しかも、この一八八〇・八一年という年は、京都府会の内外で地方税の追徴金不納闘争が展開しており、榎村京都府知事の更迭さえ行なわれている^①。丹後の地価修正運動の第二の高揚期が、时期的に一致するのは決して偶然とは考えられない。第六組の指導者小室静三^②は、小室信夫・信介らと同じ「山家屋」の一族であり、天橋義塾の社員である。彼はまた一八八一年九月、小室守三らと内務卿宛に「地方費不足補充不当追徴之儀ニ付伺」を出して、地方税の不納闘争の先頭に立っている。西原・小室らを指導者とする一八八〇・八一年の地価修正運動を、地方税不納闘争とともに自由民権期の「租税共議権」闘争として位置づけたい。

2 最後の攻防戦

一八八六年七月一〇日、神谷広生ら一〇名の戸長の「副申」を添え、西原利兵衛・小室静三ら一〇名の総代を先頭に、与謝郡滝村外三六町村から「地租改正之義ニ付歎願書」が出される。内容は勿論、地租再改正の太政官布告第二五号による「五ヶ年延期モ昨年ニ於テ終へ、正ニ本年ハ其改正年ニ相当、且十ヶ年ノ久シキヲ漸ク其期ヲ得候」として、再改正を要求するものである。これに対して北垣知事は、七月二日、「書面願之趣難聞届事」と回答し、「但 曩ノ願ニ指令之趣ハ

明治十七年第七号公布ニ依リ自然消滅ノ義ト心得ベシ」という厳しい但書までつけている。すなわち一八八五年には地租再改正を行なうという約束は、八四年三月一五日公布の第七号布告「地租条例によって自然消滅した」とするものである。同条例の第九条には「地価ハ地目変換又ハ開墾等ニ非サレハ訂正セス」という条項が存在しており、地租改正条例第六章の減租条項や第八章の五年間据置を撤廃したのである。北垣らは、この条項を盾に農民の地価修正要求をしりぞけたのである。

北垣京都府知事は、この日のあることを予想して、八六年五月八日、股肱の部下である元京都府警部長陶不韞次郎を山形県警部長から引きぬいて与謝郡長に任命している。¹⁴ 北垣は、同年八月四日、丹後を視察中に発病して、八月九日から「臥病」しており、十一月一日から二月七日迄、「撰州有馬郡湯山村」で療養生活を送っている。しかし、その間も尾越蕃輔大書記官を通して、「中郡地租改正云々ノ」などの「前途ヲ指揮」している。¹⁵

七月の北垣知事の回答に不服な西原・小室と井上仙蔵（脇村）は、与謝郡四カ町四二カ村総代として再度八六年一〇月一日、「地租改正之義ニ付再願書」を出している。そこでは、旧豊岡県の「失当」をあげ、かかる不公平をそのまま放置しておけば「明治昭代ノ御缺典」という議論を展開している。しかし、これに対して京都府は、知事代理尾越蕃輔書記官名で「書面之趣、最前指令之通可相心得候事」という回答をくり返している。

そこで西原・小室・井上らは、「丹後国与謝郡雲原村外四十一村四ヶ町何千何百何拾何名総代人」として、大蔵大臣松方正義に「地租修正之儀ニ付請願書」を出している。同請願書は草案しか残っていないが、総代人の他に農民一人一人が署名・捺印する形式になっている。

後述する複雑な経過もあるが、一八八七年七月一〇日、北垣国道名で次の無号通達が与謝郡長陶不韞次郎、加佐郡長野田新、天田郡長柳巖誠、中郡長稲葉市郎右衛門に出されている。

此度旧豊岡県管轄之分、両丹各郡特別御詮議ヲ以地租修正被聞届候義ハ、全ク大蔵大臣非常之任意ト正当ノ道理ニ由テ

上裁ヲ仰キ決行相成候義ニ付。……(略)……

大蔵大臣の「厚義」によって地価修正を行なうという農民側の勝利の通達である。一三年間にわたる長い請願運動が、やっと実を結んだのである。ただし一八八七年七月の地価修正は、後述するように京都府でも旧豊岡県下の丹後全域と丹波天田郡でのみ行なわれた。

この旧豊岡県下での地価修正実施の直後、「京都府会郡部議員中二三名有志の発起にて管下十八郡内有志者を糾合し、地租減額の建白書を元老院に呈出せんと企て」が、一八八七年二月「廿日、郡部議員廿余名京都倶楽部に会し」た時に決定している。^⑭翌八八年一月には、「乙訓郡(寺戸村。大蔵村。物集女村。植野村。杵掛村)は已に去十三日調印済みとなり、目下葛野郡の地価持が調印最中なりといふ」。^⑮

しかし、京都府の側もこの「京都府下十八郡有志」の遊説・調印に様々な妨害を加え、「各郡長は何れも部下の戸長を集め、地租減額の請願ならば重大の事にして一朝軽々に為すべき事にあらずとて、懇々保安条例のお講釈」をし、「戸長よりは村総代へその請売をなし、村総代より各戸へお取次の講釈をなしたるため、且つは其筋より拳動を探偵するとの噂に怖気込んで、一旦調印せし者も追々取消を申し出る等」のことも起っている。^⑯

新聞では、運動を推進したのは「山城にて久世。乙訓。綴喜の三郡と、丹波にては北桑田郡、丹後にては熊野郡のみ」と言われているが、西原の『廿年日誌』にも、この「元老院議長大木伯爵閣下ニ奉シ」た「地租軽減を要望する建白書」が筆写されており、末尾に与謝郡小松村小松九郎右衛門、同郡弓木村糸井徳之助と西原との三名の署名がある。同日誌によると――

(一八八八年) 右ハ一月九日、三名之者協議之上内々陶君申上。其後十日草案不着ニ付、伊東・河原林ノ両氏立照會書差出シ置午後二時頃ヨリ帰村、

京都ヨリ返事相待居候処、十一日午後二時頃中郡上京委員野木俊右衛門氏御立寄被下、草案一葉受取手帳へ写し、当郡不都合云々熊野郡西垣氏、竹野郡足達氏等書面相認め差出し置。其翌十二日未明糸井徳之助氏方へ立参り、小松村小松九郎右衛門氏方推参。

……(略)……

とある。京都府下での運動の中心人物が綴喜郡普賢寺村の伊東熊夫、北桑田郡山国村の河原林義雄であり、丹後の中心人物が熊野郡久美浜村の西垣虎吉、竹野郡島溝川村の足達虎蔵であることがわかる。草案が中郡五箇村の野木儀右衛門から西原へ渡ったのは、府会議員としての連絡ルートであり、糸井・小松らも府会議員である。また、一八八七年の地価修正が実施された与謝郡では、「不都合云々」と運動に消極的であったことがわかる。請願の内容は勿論、「民力休養、地租輕減」である。

しかし、一八八九年八月二六日の田畑特別地価修正は、旧豊岡県のみでなく京都府全域で施行される。

ここで一八八七年前後の与謝郡の運動を、再び西原の日記から追ってみよう。一八八七年から九〇年の『雑誌』によると――

京都府知事北垣国道公東上ニ極候趣承リ候ニ付、二十年一月廿三日・廿四日御館相伺候得共、折節御不在或ハ御差支ニテ面謁不仕候ニ付、尾越書記官・大坪収税長江茂罷奉候処、御不在或ハ御差支ニテ面謁不致候。

西原の執拗な請願の様子がよくわかる。しかし、局面の転換は別の所からやってくる。

(五月)
 全廿五日婦村致候処、東京ヨリ書状至来ニ付、倉橋氏来席役場内ニテ内談致居候処俾光太郎帰国。大至急要用在之趣ニ付全氏ト同伴、

拙宅ニテ土肥氏伝言光太郎承リ、色々協議之上倉橋氏江直ニ糸井・小室方江相廻リ宮津表江罷出候。拙者ハ石川・志賀方へ参リ協議之上

小田へ急飛ヲ立置、江原・毛呂氏誘引之上午後十時過キ本町三宅伊兵衛宅へ招集。倉橋・小室・糸井氏ト内談仕候処、既ニ三名ハ取急

キ陶君へ内談致居候。其趣意ハ光太郎婦郷道路風説ニ某官秘密探索トシテ京都府へ御出張云々申上候処、兎ニ角茂明早朝西原ト全断三名

共拙宅、罷出候様被談候趣なり。

そこで「全廿六日、小田・志賀・石川・西原・倉橋・毛呂・江原・糸井・小室談示之末」。倉橋・糸井・西原が陶郡長の

私宅へ行き、「風説」を伝えたところ、陶郡長は「一大事なり。然ハ私書ヲ以テ京都府・某官等へ上申可致」と答えた。そこで石川三良助(ト)を宮津へ残し帰村したが、「廿八日私書之返報参リ」、「廿九日加悦町西山へ」西原ら八名を召集して、「内々披露」となった。土肥八郎兵衛から西原光太郎を通して西原利兵衛らに情報を伝えた某官は、陶郡長の私信に答えて、「某官ノ返書ハ他府県中一府県ニテ茂修正相成候ハハ、旧十三大区モ必ス特許相成候様取扱可申事トノ返事」であつた。この「某官」とは誰であつたろうか。その人物は、西原利兵衛の『永代雑誌』と光太郎の『自叙伝』によつてわかる。『永代雑誌』から見よう――

地租修正歎願之義ハ石川龍造・西原利兵衛等明治八年以來手抜ナク熱心ニ請願中、算所村西原利兵衛ト明石村倉橋六兵衛トハ平素懇意。爰ニ石川村産神鞭知常殿ハ其当時大蔵省收税局長(次)タリ、倉橋六兵衛ト親戚ナリ。干時明治十八年倉橋六兵衛東京行之際、全人ヲ以テ神鞭殿之内慮ヲ相伺、又ハ土肥八郎兵衛東京ヨリ京都江用向有之滞在中、西原利兵衛・糸井徳之助ヨリ依頼いたし西原所持致居候八年以來地租修正歎願書写シ數通御参考迄ニ神鞭殿江相送り申付。其後土肥八郎兵衛ヨリ西原利兵衛・倉橋六兵衛・糸井徳之助・小室静三等江屢書状到来いたし候。本件ニ付元拾三大区有志初集会ハ大困難ニ付、与謝郡会之時ヲ得テ西原利兵衛ヨリ小室静三・井上仙蔵ニ諮リ賛成ヲ得テ是ヨリ先キ拾三大区有志協議会度々相開キ、与謝郡長陶不瘋次郎殿江小室・井上・西原ハ勿論石川三良介・糸井徳之助其他小田源右衛門外六名之者願書候。

明治十九年十月、西原利兵衛・小室静三・井上仙蔵・元拾三大区人民総代トシテ出頭いたし、与謝郡長陶不瘋次郎之照会ニテ京都府知事代理京都府書記官尾越審輔殿及收税長大坪裕格ニ面謁シ、地租修正之哀訴歎願仕候。

一八八五年の生糸商倉橋六兵衛の上京の時、西原らは倉橋の親戚大蔵省收税局次長の神鞭知常(註)と緊密なパイプを作つたのである。その後、西原の長男光太郎は、一八八七年三月、京都府高等師範学校卒業後に東京遊学を決意し、「親の慈悲心から、親友倉橋六兵衛氏を経て、親戚に当る土肥八郎兵衛氏を仲介者として、郷里の大先輩神鞭知常先生に依頼して呉れ」て、神鞭家の書生となる。「当時神鞭先生は、大蔵省收税次長で、本宅は渋谷区宮益町にあつて、菜園数頃を背景と

する宏荘の邸宅であった。光太郎は「日々芝の英学塾へ通学し」ていたが、上京間もなく「肺病」にかかって帰郷することになる。その時「横浜まで土肥氏に送られ、且地租軽減の情報に関する同氏の私書を携掌し……(略)……帰宅したのは六月下旬田植の最中であった」と証言している。⁽¹⁴⁾

西原利兵衛の日記と光太郎の記憶には期日の若干の食い違いがあるが、土肥八郎兵衛に情報を流して西原らに地価修正の決行を知らせた「某官」が、神鞭であることは間違いない。その頃の土肥の書簡と思われるものが、西原によって写されており、土肥からの書簡の到来は、西原の日記の通り五月末である。このように、西原らは神鞭→土肥ルートを通して大蔵省の情報を得ながら、京都府への請願を続けていたのである。しかし、この方法は後述するように幾つかの問題点をもっている。

- ① 府庁文書、(前掲『京都府百年の資料』四二六～七頁)。
- ② 『永代雜誌』による。
- ③ 府庁文書(前掲書、四二七～八頁)。
- ④ 『明治財政史』第五卷、一九〇四年(一九七一年版)四〇六～八頁。
- ⑤ 『明治十三 御達録 与謝郡第六組岩滝村』(岩滝役場文書)
- ⑥ 府庁文書(前掲書、四二三～四頁)。
- ⑦ 西原家文書。
- ⑧ 丹羽邦男「地租改正事務局の閉局と明治二三年地価修正事業」(徳川林政史研究所 研究紀要)一九七三年度)二七九・三〇〇頁。
- ⑨ 岐阜県加茂郡二カ村では、特別地価修正を受けたものの、その修正額は農民の要求とは程遠い「田畑地価総額の僅か四・八%」の減租で運動が消滅している(沢木武美前掲論文、一一～一三頁)。また逆に、静岡県遠江国では特別地価修正を要求する新しいたかいが起っている(原口清前掲書、第三章)。
- ⑩ 京都府与謝郡岩滝町 小室早三所蔵。
- ⑪ 原田久美子「民権運動期の地方議会」(『日本史研究』三八号、一九五八年)、同「明治一四年の地方議会と人民の動向」(同右五七号、一九六一年)参照。
- ⑫ 小室静三については、前掲『資料天橋義塾』下巻、二五～六頁。小室方吉『山家屋志』(一九三五年)一三〇頁を参照。
- ⑬ 前掲『明治前期財政経済史料集成』第七巻、三九〇頁。
- ⑭ 北垣国道については、とりあえず拙稿「志士から官僚へ——北垣国道小伝」(『大学進学研究』三四号、一九八四年)を参照。
- ⑮ 『京都府官員録』を参照。(京都府立総合資料館所蔵)。
- ⑯ 『塵海』(北垣日記)二三巻、一八八六年一月二四日の記録。同書一二巻も参照(京都府立総合資料館所蔵)。
- ⑰ 前掲『地租修正録附雑記』。
- ⑱ 『京都日出新聞』一八八七年二月二三日。
- ⑲ 同右、一八八八年一月二〇日。ただし一月二八日の『東雲新聞』に

修正実施状況

田				畑				宅地
減地租額	(内)収租率 比	米価比率	利子率 比	減地租額	(内)収租率 比	米・麦・大豆 価比	利子率 比	減地租額
(円) 14,200	(%) 40.2	(%) 59.8		(円) 1,783	(%) 48.7	(%) 51.3		(円) 114
44,740	98.7	1.1	(%) 0.2	331	66.1	29.2	(%) 4.7	207
26,789	48.6	51.4		2,229	44.3	55.7		
35,870	100.0			5,315	100.0			
63,245	48.2	46.2	5.6	6,530		100.0		
51	100.0			19	100.0			
313	100.0			48	100.0			
425	100.0			74	100.0			
24,183		100.0		14	100.0			
3,756	100.0			667	100.0			
31,542	63.8	36.2		1,443			100.0	4,968
15,471			100.0	516			100.0	
29,667	1.2	98.8		7,587	44.9	55.1		
45	100.0			240	100.0			
306	100.0			77	100.0			
290,602	53.2	36.3	10.5	26,872	44.4	48.2	7.4	5,288

一八八〇年の地価修正が、神奈川以下一八
 県、減地価総額一六九〇万六六七円、減地租
 総額四二万二六五八円であったのに対して、
 八七年は表七のように、京都府以下一七府県、
 減地価総額一二九〇万六五〇四円、減地租総
 額三二万二七六二円であった。八七年地価修
 正の方が規模は小さいが、近畿地方中心とい
 う特色をもっている。京都・大阪・兵庫・三

四 地価修正の結果と運動主体

- は、「八千余人」の調印とある。
- ⑳ 同右、一八八八年二月二日。
 - ㉑ 同右。高久嶺之介は、この運動を「民党」公話会
 の結成運動の一環として捉えている（明治憲法体
 制と地方民党運動）（『日本史研究』一六三号）一九
 七六年。
 - ㉒ 神鞭知常については、橋本五雄編『謝海言行録』
 （一九〇九年）を参照。
 - ㉓ 西原光太郎『自叙伝』（一九四七年）三二―三七頁。
 - ㉔ 一八八七年五月二八日、西原利兵衛・糸井徳之
 助・小室静三・倉橋六兵衛宛の土井八郎兵衛の書簡
 （前掲『地租修正録附雑記』）。

帝国議會開設前夜の地価修正運動（今西）

表7 1887年の地価

修正地域	減地価額	減地租額	減租率
	総計	総計	
	(円)	(円)	(%)
京都府(丹後全国, 丹波天田郡)	638,005	15,983	7.0
大阪府(摂津国 444ヶ村, 河内国, 和泉国)	1,807,393	45,185	4.4
兵庫県(摂津国 223ヶ町村, 播磨国加古郡 6ヶ村, 但馬国, 丹波国 2郡)	1,169,311	29,225	5.5
三重県(伊賀, 伊勢, 志摩 3国)	1,647,397	41,185	3.2
和歌山県(紀伊国)	2,790,010	69,774	9.9
岐阜県(美濃国下石津郡金廻村外 2ヶ村)	2,757	69	9.9
愛知県(尾張国海西郡五明村外 14ヶ村)	14,447	361	9.9
長野県(信濃国上伊那郡本郷村外 5ヶ村)	19,930	498	5.0
静岡県(遠江国, 駿河国志太郡ノ内 16ヶ村)	966,084	24,183	5.3
宮城県(陸前国桃生郡赤井村)	564	14	87.6
山形県(羽前国南村山郡 1ヶ村・西田川郡 1ヶ村・最上郡 73ヶ村)	176,789	4,423	8.6
石川県(加賀, 能登 2国)	1,518,109	37,953	5.0
富山県(越中全国)	639,465	15,987	2.0
鳥取県(因幡, 伯耆 2国)	1,489,503	37,254	8.0
広島県(備後国御調郡中庄村)	11,404	285	11.1
佐賀県(肥前国佐賀郡高木村外 2ヶ村)	12,248	306	3.7
熊本県(肥後国玉名郡 10ヶ村)	3,089	77	5.8
計	12,906,504	322,762	5.1

出典：「特別地価修正ニ係ル減額仕訳書」(『明治財政史』第5巻, 640~660頁) により作成。
注：単位は円, 但し1円未満は4捨5入。

表8 旧豊岡県の修正収穫米と減少率 (1887年7月13日)

郡区名	反	当	減	額	内米価	%	収穫	%	修正	正米	減少率
	収	米	歩	合					収	米	
旧13大区 与謝郡	石 1.417		906	433	47.8	473	52.2	石 1.289		(-)9.0	
旧11大区 中郡	1.417		906	433	47.8	473	52.2	1.289		(-)9.0	
旧17大区 天田郡	1.373		745	433	58.1	312	41.9	1.271		(-)7.4	
旧16大区 天田郡	1.339		745	433	58.1	312	41.9	1.239		(-)7.5	
旧15大区 加佐郡	1.294		574	433	75.4	141	24.6	1.220		(-)5.7	
旧10大区 竹野郡	1.284		624	433	69.4	191	30.6	1.202		(-)6.4	
旧9大区 熊野郡	1.245		624	433	69.4	191	30.6	1.166		(-)6.3	
旧14大区 加佐郡	1.151		574	433	75.4	141	24.6	1.085		(-)5.7	
旧12大区 与謝郡	1.020		574	433	75.4	141	24.6	0.961		(-)5.8	
丹波1郡・丹後全国	1.282		697	433	62.1	264	37.9	1.191		(-)7.1	

出典：『地租改正修正録附雑記』

表9 算所村の地価修正 (1887年7月11日)

田地価額	減地価額	田地租額	減地租額	減少率
円 厘 17,119.288	円 厘 1,705.528	円 厘 428.251	円 厘 42.638	(-)10.0%
畑地価額	減地価額	畑地租額	減地租額	減少率
円 厘 741.176	円 厘 43.635	円 厘 18.529	円 厘 1.101	(-)5.9%
田畑地価額	減地価額	田畑地租額	減地租額	減少率
円 厘 17,860.464	円 厘 1,749.163	円 厘 446.780	円 厘 43.739	(-)9.8%

出典：同前

収税長御演説

があり、「今般地租修正特許相成候ニ付、御請可致トノ御趣意なり」。そして――

重・和歌山の二府三県で減租総額の六二%を占めている。地価修正の内容は、水田では「收穫ニ斟酌ヲ加へ減スル分」が五三%余、畑では「平価ニ斟酌ヲ加へ減スル分」が四八%余で、それぞれトップである。しかし絶対値から考えて収穫量の改訂が中心であり、八七年地価修正は地租改正時の「押付反米」の手直しという性格が強い。だが米価の改訂も一定の比重を占めており、資本主義の発展による米価変動も考慮されている。

旧豊岡県は、減租率七%と全国平均五%余の水準を越えている。一八八七年三月二九日、大蔵省より閣議に提出した「特別地価修正処分ノ議」によると、「隣接地方」との差異、「運輸等ノ便否」が考慮されて、旧豊岡県全体で「合計地租金四万七百五拾四円」の減が施行されている^①。

丹後では、この地価修正をどのように受けとめたであろうか。再び西原利兵衛の一八八七年から九〇年の『雑誌』を見ると、八七年七月一三日、宮津で「知事代理大坪

(七月三日) 全日午後、大坪収税長及属官并地租官吏・郡長・郡書記并雇吏・各戸長・請願人総代・有志者、計四十六名沢辺新立ニテ懇親会相開候也。

十四日、郡長并生形書記・檜山書記・岩城氏・請願人総代・各町村総代一大懇親会相催候。

……(略)……

全十七日、旧十三大区各町村休暇。

……(略)……

(二四日) 全日午後、旧峯区・式区則十三ヶ村有志者一大懇親会相催シ候。

与謝郡は喜びの増塙と化している。しかし、表八に見られるように、地租の減少率は旧大区毎に異なる。旧一三大区与謝郡と旧一一大区中郡とが9%減と最高である。表三に見られたように農民側提出額を最も強く拒絶された二郡区であるが、運動の成果とも言えるであろう。また、この二郡区と旧一六・一七大区天田郡では収穫量の引直し率が大きいが、減租額の大きい郡区は収穫量の引直しを認めさせた郡区であったとも言える。

算所村の場合は、表九で見られるように、田畑地租総額一七四九円、田で一〇%、畑で六%弱の減租を勝ち取っている。しかも算所村では、翌八六年九月一日より、「誤謬地券訂正御願」が出され、八八年四月四日、田反別八反四畝一八歩、地価金四六五円六二銭、地租額一一円六三銭五厘の丈量減を勝ち取っている。この運動も、吉田利兵衛・小巻惣左衛門から申し出され、西原利兵衛・小巻惣左衛門らを通しての京都府へのねばり強い請願によって実現している。ここでも地租改正時の「負の遺産」が清算されている。

そして二年後の一八八九年「九月四日、京都府知事代理大坪収税長御出張。各町村長并地主重立候者各兩名御呼出し、法律第二十二号地価低減之趣旨御達相成」^⑧る。法律第二十二号とは、同年八月二十六日公布の「田畑地価ノ特別修正」(第一条)のことである。

一八八九年の田畑特別地価修正は、山口県、旧宮城・水沼・小倉県、そして飛騨・隠岐の旧国郡を除く全府県におよび、減地価総額一億二九五三万五四四円、減地租総額三二四万一九一〇円にのぼる大規模なもので、減租率も平均九・八%と高かった。金額では一八八〇・八七年の地価修正の約一〇倍の規模である。

八九年の地価修正もまた、第一図に見られるように西日本中心という特色をもっている。A—A線は田方の平均減地価率九・五%であり、B—B線は畑方の平均減地価率一一・五%である。関東・東北地方では、その殆んど府県が全国平均よりもはるかに少ない地価修正に甘んじており、特に畑方においては殆んど地価修正が行なわれていない。これに対し

表10 京都府下の減租率（1889年）

	田 現 地 租	田 正 地 租	減 租 率	畑 現 地 租	畑 正 地 租	減 租 率
	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(%)
上 京 区	1,548.292	1,438.346	7.1	1,793.296	1,665.904	7.1
下 京 区	586.920	545.241	7.1	401.024	372.523	7.1
愛 宕 郡	23,466.616	21,799.952	7.1	2,825.649	2,624.914	7.1
葛 野 郡	40,626.860	37,741.965	7.1	4,114.735	3,822.527	7.1
乙 訓 郡	29,521.840	27,424.906	7.1	2,565.969	2,383.752	7.1
紀 伊 郡	29,991.325	27,861.375	7.1	4,389.105	4,077.334	7.1
宇 治 郡	16,050.003	14,909.511	7.1	3,476.171	3,229.108	7.1
久 世 郡	21,069.214	19,575.484	7.1	8,776.909	8,152.979	7.1
綴 喜 郡	36,305.703	33,725.300	7.1	9,903.915	9,200.320	7.1
相 楽 郡	41,141.174	38,216.253	7.1	8,467.657	7,864.122	7.1
南 桑 田 郡	46,908.666	43,576.399	7.1	1,111.225	1,032.080	7.1
北 桑 田 郡	15,481.660	14,226.571	8.1	1,123.954	1,032.533	8.1
船 井 郡	48,899.275	45,426.141	7.1	4,946.189	4,594.347	7.1
何 鹿 郡	32,463.384	30,156.384	7.1	5,476.992	5,087.302	7.1
小 計	384,060.932	356,623.828	7.1	59,372.790	55,139.745	7.1
天 田 郡	40,580.536	33,640.648	17.1	9,099.211	7,587.291	16.6
加 佐 郡	39,124.037	32,432.448	17.1	8,988.725	7,494.276	16.6
与 謝 郡	41,993.168	34,746.572	17.3	5,375.893	4,473.942	16.8
中 郡	24,477.665	20,291.600	17.1	1,867.477	1,557.227	16.6
竹 野 郡	21,273.582	17,635.314	17.1	4,278.349	3,567.496	16.6
熊 野 郡	17,489.074	14,498.213	17.1	2,501.601	2,085.987	16.6
小 計	184,938.062	153,244.795	17.1	32,111.256	26,766.219	16.6
合 計	568,998.994	509,868.623	10.4	91,484.046	81,905.964	10.5

出典：『日出新聞』（1889年8月29日）より作成。

て西日本・九州地方、とりわけ鹿児島・宮崎・和歌山・鳥取・大阪・兵庫・奈良・広島（第一図、A-A'線、B-B'線に囲まれた左下方の府県）などは、最も地価修正の地租軽減の恩恵を受けている。この地域差は、地租改正時の地価調査と、「運輸開発ノ便ニヨリ穀価ニ変化ヲ来シ、土地ノ収利ヲ増獲セシモノ」による、とされている^④。しかし、近畿地方の場合、地価修正運動の台頭ということが、当然念頭におかれていたであろう。

京都府の場合は、田方の減地価二三六万四四一三円（減地価率一〇・四％）、畑方の減地価四八万二五三三円（同一〇・五％）と、畑方の減地価率では全国平均を下回っているが、田方の減地価率では全国平均を上回っている。だが、これも郡区別の減租率を表一〇に見ると、山城・丹波では北桑田郡の例外を除いて田

畑ともに平均七%の減租率である(この数字は、一八八七年の旧豊岡県の減租率と同率である)が、旧豊岡県下の減租率は、田で一七%、畑で一六%余である。今回もまた与謝郡が、田で一七・三%、畑で一六・八%と最高の減租率である。旧豊岡県下の天田郡と丹後五郡は、一八八七年の地価修正で七%、八九年で山城・丹波より一〇%弱大きい地価修正^⑤地租軽減を勝ち取ったのであるから、これで地租改正時の山城・丹波「二割減」との不公平を殆んど解消したといえる。

与謝郡は喜びにわいている。加悦町では、八九年九月四日、「荻野・小室・西原幹事」で「収税長并随行員・郡長及郡書記・収税部出張員其他雇小使ニ迄招待シ、宮津高等小学校ニ於テ大祝宴会。有志者七十八名、客員貳拾四名、其他小使臨時雇員合計百数名」を催している。しかし、八七年の祝宴とりわけ七月一七日の「旧十三大区各町村休暇」に比べれば祝宴の規模は小さかったと言える。

また、一八八九年八月の時点で、全国四三府県にわたる地価修正を行なった政府の意図は、どの辺にあったかを考えておこう。そのことを、最も直截に語っているのが、次の井上毅の意見書「營業税法案意見・『付地租軽減意見』」である。井上は、松方正義大蔵大臣に対して――

国会開設ノ前後一二年間ニ於テ民心激昂シ政論熱沸スルハ必然ノ勢ニシテ到底避ケ能ハサルモノナリ。是時ニ当リテ邦家ノ為特ニ意ヲ用フヘキハ民間營利ノ事業ヲシテ成ルヘク變動ナカラシメ人民ヲシテ各々其業ニ安セシムルニアリ。

として、「地租ヲ減シテ其不足額ヲ營業税ニ取ラントスル」政策を、「下策」として批判する。そして、政府経費の節減による減租こそが「今日ニ当リ將ニ去ラントスルノ人心ヲ收攬シ、己ニ離レントスルノ興望ヲ維持シ、以テ政府タルノ徳義ヲ完全ニシ一國末末ノ命運ヲ救正スル」の途である、と語っている^⑥。このように帝國議會開設前夜の人心收攬策として、とりわけ豪農層を抱き込むため三二四万円余にのぼる減租となる地租修正を実現したのである。

最後に、地価修正運動の推進主体の性格を、表一二に見る。比較的運動実態のわかっている与謝郡旧一三大区の場合

表11 与謝郡旧13大区における地価修正運動のリーダー層

氏名	村名	地租	天橋義塾	備考
西原利兵衛	算所村	円 銭 24.46	○	農業、縮緬業、用掛、府会議員
小室 静三	岩滝村	10.57	○	醬油醸造業、織物業、村総代
糸井徳之助	弓木村	115.27	○	縮緬業、酒造業、府会議員
倉橋六兵衛	明石村	83.17	○	酒造業、生糸商
石川三良助	石川村	47.45	○	農業、油商、戸長、区長、府会議員
白須重右衛門	石川村	31.33	○	農業、酒造業
志賀伊助	後野村	16.34		
小田源右衛門	滝村	39.		
江原林蔵	三河内村	41.67		
井上仙蔵	脇村		○	立憲政党史員
荻野善右衛門	喜多村	36.81	○	戸長、総代
岩田伊左衛門	窓村	14.81		
志達直七	田井村	24.	○	農業、漁業、戸長、府会議員
毛籠徳左衛門	下山田村	22.91		

出典：『資料天橋義塾』上・下、『京都府議会歴代議員録』、地租額は『府会議員被選挙人名簿』『府会議員選挙人名簿』（1881年6月）による（京都府立総合資料館所蔵）。

を例にとるが、まず運動のリーダー層に天橋義塾社員の多いことが注目される。そもそも与謝郡は、天橋義塾社員が一七二名（社員名簿全体の四六・七％）と最も多い地域であるが、八六年七月一〇日の「地租改正之義ニ付歎願書」を見ても、総代一〇人の内六人、「副申」の戸長一〇人の内七人が元天橋義塾の社員である。与謝郡の場合、地価修正運動は天橋義塾の厚い人脈との有機的な連携のうえに推進されたことが予想される。これに対して中郡の場合は、天橋義塾の社員が一二名（同三・三％）ということもあって、地価修正運動のなかでも天橋義塾社員は古卷意平一人である。^①

そして表一にリーダー層の階層性を見ると、糸井・倉橋を除くと地租納入額が一〇〜三〇円台（推定水田面積七反〜二町二反）^②される。しかし、この地租納入額は著しく過少に評価されており、運動の推進主体は四〜五町の耕作地主^③豪農層である。また、彼らは縮緬、酒造、醸造業などを兼営しており、マニファクチュア経営主としての性格も備えている。

ここでより詳しく運動推進者の経営的性格を、与謝郡算所村の西原利兵衛に見ておこう。西原家は、一八八〇年代の初頭には四町弱の耕地、八七年には五町弱の耕地と一町余の山林を集積している。^④そして八〇年には一一六俵（四六石余）の小作米を徴集しているが

課負担と小作料

段免		総計	米価								
石	石	石	円	銭							
.153	24.032		5.70								
率											
地方税	郡村費	その他	計	田方小作料	同金額	畑方小作料	同金額	計	(B)小作料合計	(B)-(A)=作徳金	米価
	%	%	%						円	円	円 銭
	30.7	2.8	100.0								4.39
	23.3		100.0	依合	円	依斗	円	依合	円	円	4.45
	28.6	2.9	100.0	115.228	182.609	1.3	3.073	117.128	185.682	83.401	4.42
	27.4	3.3	100.0	115.228	252.867	1.3	3.073	117.128	255.940	153.661	5.30
6.6	34.8	7.5	100.0	115.228	383.692	1.3	3.073	117.128	386.765	261.967	7.90
5.1	29.7		100.0	115.228	526.999	1.13	2.327	116.358	529.326	407.812	11.
12.1	24.0	5.0	100.0					116.104	385.937	251.63	8.
14.6	26.8		100.0					114.320	314.552	186.042	6.85
14.3	12.4		100.0					114.165	180.774	74.671	3.95
	39.1		100.0	118.338		10.096		129.034	260.785	124.756	5.05
	34.8		100.0					123.104	253.897	121.267	5.15
	45.7		100.0	119.345		9.009		128.354	265.503	133.389	4.66
	48.3		100.0	122.157		16.340		139.097	259.548	130.829	3.95
	43.5		100.0	122.392		17.032		140.024	224.096	111.756	6.65
	45.2		100.0					131.004	348.487	232.463	5.97
	33.9		100.0					140.017	334.421	253.085	6.90
	34.3		100.0					136.047	375.687	296.862	6.39
	35.0		100.0					142.087	363.508	283.865	7.45

村のもの。

も同じく比率計算では除外した。

(表一)、つねに「七八反の自作農を営まれ、又二三反の畑を耕作するために、絶えず下男や日稼人を使用し」ていた、耕作地主「豪農経営である。その耕地の集積も村内に限定された、在村型の耕作地主である。また、「三台の織機と一台の大車を動かして、数名の男女織工を差図して、生糸の購入から、縮緬の織立又は販売を引受けて居」た、縮緬マニユファクチュア、生糸商を兼営している。だが、一八八〇〜九〇年の耕地所有は四〜五町、山林・藪地所有は一町余と、ほとんど地主経営を發展させていな

表12 西原家の租税公

	高	荒 地 永 免	残 高	切米口	小物成	小 入 用	蔵 番 ・ 役 割	積立金	小 計
1874年	石 40.236	石 .869	石 39.367	石 17.946	石 1.212	石 3.219	石 .993	石 .509	石 23.879
	実 数							比	
	地 価	地 租	夏 割	地方税	郡村費	そ の 他	(A) 計	地 租	夏 割
1875年	円 2,368.80	円 71.063			円 32.85	円 2.948	円 106.861	% 66.5	
76年	2,368.80	71.064			21.593		92.657	76.7	
77年	2,550.10	63.752	円 6.329		29.216	2.984	102.281	62.3	% 6.2
78年	2,550.10	63.753	7.140		28.020	3.366	102.279	62.3	7.0
79年	2,550.11	63.753		円 8.303	43.403	9.339	124.798	51.1	
80年	2,558.66	63.967	15.310	6.192	36.045		121.514	52.6	12.6
81年	2,552.07	63.802	15.249	16.269	32.211	6.776	134.307	47.5	11.4
82年	2,552.07	63.802	11.436	18.822	34.450		128.510	49.7	8.9
83年	2,679.98	66.999	14.740	15.950	13.859	* 1 (-)5.445	106.103	60.1	13.2
84年	2,744.34	68.609	14.185	53.185			135.979	50.5	10.4
85年	2,853.31	71.333	15.100	46.197			132.630	53.8	11.4
86年	2,867.69	71.692		60.422			132.114	54.3	
87年	2,846.69	71.017		66.366		* 2 (-)8.664	128.719	51.7	
88年	2,540.06	63.502		48.838			112.340	56.5	
89年	2,545.16	63.626		52.398			116.024	54.8	
90年	2,071.68	53.789		27.547			81.336	66.1	
91年	2,071.68	51.789		27.036			78.825	65.7	
92年	2,071.68	51.789		27.854			79.643	65.0	

出典：『年々地租諸掛記』（西原家文書），米価（石当り）は『永代雜誌』（西原家文書）による算所注：小作料1俵=4斗。「宅地預ヶ口」は畑方小作料に含めた。

* 1 「地租諸掛一切」5円445は比率計算では除外した。* 2 「誤認減租及地方税返金分，8円664

い。その西原家の地主経営と租税公課負担との関係を表一二に見よう。まず一八七四年の地租改正前と七五年の地租改正後の租税公課負担を比較すると、米価を『永代雜誌』にある一石〓五円七〇銭で換算すると八四年は一三六円九八銭余となり、地租改正によって租税公課負担は三〇円弱減少したことになる。しかし、租税公課負担の絶対額は、八七年の地価修正まで一貫して増加傾向にあり、地租の占める比重は絶対的に高い。

この史料では、小作料総額から租税公課負担を引

表13 一町歩経営の収支計算(1885年4月5日)

		自作	小作
収入	高金	石 12 円 63.60	石 12 円 63.60
	收穫代		
損料	金租	11.54	
	協議費	8.30.9 ^厘	
	糞培料 (小作料)	8.	8. 42.40
差引(収益)		35.75.1	13.20

出典：「丹後国与郡窮民ノ実況」(『京都府百年の資料1』、327～8頁)による。

注：数字は現史料の宮崎六左衛門『明治17年備忘録』により一部修正。

て「作徳金」を出している。これを見ると、米価の高騰する八〇年には四〇七円という異常に高い「作徳金」を得ており、米価が暴落する八三年には七四円というこれも異常に低い「作徳金」を得ていることがわかる。八二年以降「松方デフレ」政策の影響で「作徳金」は減少傾向にあり、八九年以降地価修正の影響で回復・増加される。八七年の地価修正は、米価の低落期ということもあって即時的な効果はあげられなかったが、八九年の地価修正は米価上昇もともなって、「作徳金」を二倍化している。地価修正は、「作徳金」の増大という形で、地主経営の安定化に大きく寄与していったのである。

一八八二年以降の「松方デフレ」政策の滲透が、豪農経営を著しく危機に陥れたことは西原家の場合でも明らかであるが、いまひとつの例を、与謝郡江尻村の宮崎六左衛門が書いた「丹後国与謝郡窮民ノ実況」に見る。一町歩のモデル経営の収支は、表一三のようになる。四～五人の家族として一人平均自作農で七円余という生計費(＝収益÷家族数)は、当該期の都市スラムの年間生計費の中等の上の八円二八銭余より低い。都市スラムの最下等が五円八七銭余であるから、小作農の二円六四銭はそれより低いことになる。勿論、農家の場合は家計仕向けがあるにせよ、小作農は都市のルンペン・プロレタリア層以下の生活水準である。ここでは「地主に在ては一歳の喰みに足らざる収益」しか得られず、小作農は「麦作等の間作はありと雖も其収料と労力と相償い難い状態にあった。縮小業もまた、反物の低価格によって、「職工は其業を止め、仲買は其商を廃」した。

この地価修正＝地租軽減要求が最も切実となり、農民が塗炭の苦しみで喘いでいた時、既に民権政社天橋義塾は解散していたのである。また、一八八四年三月一五日には地租条例が公布され、「地方請願ノ道ヲ杜絶」されたのである。この

時、彼らは大蔵省官僚の神鞭知常に接近し、新たな情況打開の道を拓いていった。

- 照。
- ① 前掲『明治財政史』第五卷、六三一～二頁。
 - ② 前掲『永代雜誌』。
 - ③ 『雜誌』（明治二〇～二三年）。〔西原家文書〕
 - ④ 「田畑地価修正方法説明書」〔松方正義文書〕（黒田展之前掲論文）「明治二二年田畑地価特別修正」、四一七～八頁より所引。
 - ⑤ 前掲『雜誌』（明治二〇～二三年）。
 - ⑥ 井上毅伝記編纂委員会『井上毅伝』史料篇二（一九六八年）六三～八頁。ただし、黒田展之前掲論文、四四七～八頁より補足。
 - ⑦ 原田久美子前掲論文「自由民権政社の展開過程」六八頁の第二表參
 - ⑧ 西原利兵衛で、一八八〇年二月には三町八反余の田畑宅地を所有してゐる。
 - ⑨ 『地券証扣』、『永代記』他（西原家文書）による。
 - ⑩ 西原光太郎『我が母の事を記す』一九三三年、一五頁。
 - ⑪ 十唐我士『貧天地饑寒窟探險記』一八九三年（西田長壽編『明治前期の都市下層社会』一九七〇年）一四六～五〇頁。
 - ⑫ 地租条例の公布が減租運動・自由民権運動にあたえた打撃については、遠山茂樹『自由民権と現代』（一九八五年）一四四～七頁。

おわりに

この闘争の成果としては、まず西原利兵衛らが「公平な租税」要求をかかげ、地租改正期の「押付反米」を批判して、一三年間の粘り強い請願などの合法的戦術によって、二四%弱の減租＝地価修正を勝ち取ったことである。しかも彼らは、政府の一八八〇年の地租改正事務局の閉局、布告第二五号による地租据置の五年間延期、八四年の地租条例による地価修正の打ち切りに対して、不当な「押付反米」、米価の変動、売買地価と法定地価との乖離などを理由に、正々堂々とたたかっている。これは法的・形式的には近代的地租として、高額・固定化・地域間不平等という地租法の現実との矛盾を鋭く衝いた、美事な自由民権期の「租税共議権」闘争である。

次に運動のリーダー層の問題である。彼らは四～五町歩の耕作地主＝豪農層である。地価修正運動は、豪農層が地租改正によって法認された土地所有を、実質的な農民的土地所有として擁護してゆく闘争である。勿論、彼らは一面では地主的土地所有者であり、小作農民たちとの間には、鋭い矛盾を孕んでおり、時には「小前」騒動として矛盾が爆発する場合

がある。一八七二年の三河内・算所村の「小前」層の「租税平均化」闘争に対して、豪農層は抑圧者として登場している。一面では、「日本の近代は、小前・貧農層の解放の上にはなく、抑圧の上に成立した」と言うことができる^①。しかし、高額地租が著しく農業経営を圧迫している一八七〇～八〇年代の基本矛盾は、あくまで明治政府对全耕作者農民であり、一部の人々のように豪農と半プロレタリア層の矛盾を過大に評価するのには反対である^②。

また、丹後の地価修正運動を見ても、西原らは当初村の用掛として運動を推進するが、一八八〇年六月からは「地租修正嘆願委員九ヶ村総代トシテ地券掛へ陳情シ」、八六年「四月ヨリ旧十三大区地租修正嘆願委員」として運動を展開している^③。八〇年からは、勿論村代表という性格は失なわれていないが、旧村の単位を越えた地租修正嘆願委員という自覚的な運動体の形成されていたことがわかる。そして彼らは、運動のなかで「代表なくして租税なし」という「租税共議権」の思想を体得していったのである。この豪農層の独自の組織性と世界観の獲得こそが、散発的な貧農半プロたちの闘争に比べて、一三年間の地価修正運動を持続させた理由の一つである。

しかし、それでは一八八五年からの豪農たちの地元出身の大蔵省官僚神鞭知常への接近を、どのように考えたらよいのか。それには「松方デフレ」の影響、天橋義塾の解散、地租条例などの前提をぬきにして考えることはできない。ある意味では、これらの困難な条件のなかで、まして議会もない時代に、中央政府の情報を得、中央政府の政策を変更させようとすれば、地元出身の官僚とのパイプを作るといふ方法は、最も有効な手段のひとつであったとも言える。だが、神鞭への接近は運動に一定の変質を生み、後に大きな問題を残した。

大きな問題とは、一八九〇年の第一回衆議院選挙において、京都府六区(丹後)からは神鞭知常と小室信夫が立候補し、神鞭が当選している。この選挙では元天橋義塾の社員が二つに分裂し、熊野郡の稲葉市郎右衛門・西垣虎吉・奥田新之丞らは小室派となり、与謝郡の神谷広生・西原利兵衛らは神鞭当選のために奮闘している^④。一八八五年からの神鞭への接近は、地価修正運動を「恢復的の民権」から「恩賜的の民権」^⑤に変え、その帰結が第一回総選挙における与謝郡の神鞭派の

結成となった。私は丹後の事例から考えても、地方「名望家」層が、中央の利益誘導による「利益集団」^⑥に転換してゆく第一の契機が、一八八四年以降の「松方デフレ」期にあったと推定している。

最後に、一八八七年の地価修正が地租改正の手直しという性格が強かったのに対して、八九年の田畑特別地価修正による三二四万円余にのぼる減租は、井上毅も語っているように帝國議會開設前夜の人心収攬策という性格を強くもったものである。高米価とも相共なって八九年地価修正は、豪農層の寄生地主化を促進し、豪農層を体制の側に組み込むことに大きな成果をあげたと考える。丹後もまた、その典型的な事例のひとつであったと言える。

① 木村健「日本の共同体」一九七二年（同『日本村落史』一九七八年）二九八頁。

② 例えば佐々木潤之介の「豪農・半プロ」論。同『幕末社会論』（一九六九年）、同『世直し』（一九七九年）。

③ 「世直し」一揆の歴史的制約性については、拙稿「形成期天皇制國家と農民闘争」（部落問題研究所編『部落史の研究 近代篇』一九八四年、所収）参照。

④ 西原利兵衛「履歴書」（西原家文書）。

⑤ 尚、一八八六年八月二日、与謝郡加悦町では、藤田伊助ら六一人が、同郡脇村の井上仙蔵、岩滝村の小室静三、箕所村の西原利兵衛に對して、「地租改正請願」の委任状を提出している（加悦町区有文書）。ここからも、西原らの行動が地主有志を代表していることがわかる。

⑥ 小西悦次郎編『奥田家累代記』（一九三三年）六六～七頁。

⑦ 中江兆民『三醉人経緯問答』一八八七年（岩波文庫版、一九六五

年）一九七頁。

⑧ 名望家の概念は、マックス・ウェーバーも規定しているように、ある団体で、報酬を受けることなく、あるいは名目的または名誉的な報酬を受けるだけで、指導や行政の活動を、継続的に、副業としておこなう者でなければならぬ（『支配の諸類型』一九二一年（『世良晃志郎訳、一九七〇年』、一八九頁）。ところが近代日本の場合、一八八九年の町村制によって制度として名誉職制は導入されるが、その社会的基盤を含めて「名望家」の形成は脆弱であった。私は、自己の私的利益のためにセクト的に形成されてくる地主層の集団を「利益集団」と呼びたい。「利益集団」については、ハンス・ウルリヒ・ヴェーラーの『ドイツ帝國』一九七四年（大野英二・肥前榮一訳、一九八三年）や木谷勤『ドイツ第二帝國史研究』（一九七七年）参照。私の場合は、近代日本の「名望家」層の運動を、身分団体の解体→民衆結社→「利益集団」というニューマで考えている。

丹後における地価修正運動（略年表）

年次	与 謝 郡	他 の 諸 郡	政府・府の対応
一八七二	<p>一〇月二〇日 地券公布（地券掛・糸井市郎兵衛）</p> <p>十一月六日 弓木村玉田寺へ地券掛官吏出張</p> <p>三河内村「小前」騒動</p> <p>箕所村「小前」騒動（一七七七年五月一日終熄）〔永〕</p>	<p>【中郡】秋、地租改正の实地測量開始〔未〕</p>	
一八七四	<p>七月 豊岡県参事田中光儀の免官〔公〕</p>	<p>【中郡】夏、大蔵省官員稻山・依田出張、实地測量〔未〕</p> <p>九月 周枳村「乍恐以書付奉歎願候」を豊岡県に提出〔地〕〔未〕</p>	
一八七五	<p>八月七日 三河内村小学校において大蔵省官員依田昌言他、地券・地位等級・利子等に付説諭〔永〕</p>	<p>【中郡】一〇月 区・戸長ら区会所にて評議</p> <p>一〇月 峯山町禅昌寺に豊岡県権参事大野右仲出張、収穫米他決定〔未〕</p>	<p>七月地租改正事務局、地位等級体系の整備</p>
<p>一〇月 豊岡町養源寺において管内一般区戸長招集、収穫米表・宅金・利子の公示〔未〕</p>	<p>【中郡】一〇月 区・戸長ら区会所にて評議</p> <p>一〇月 峯山町禅昌寺に豊岡県権参事大野右仲出張、収穫米他決定〔未〕</p>		
<p>秋 大蔵省官員桜井勉、中国地方より帰県。豊岡県権令三吉周亮、米麦反収・宅地反金・利子等の引直しを公示〔未〕</p>	<p>【中郡】一〇月 区・戸長ら区会所にて評議</p> <p>一〇月 峯山町禅昌寺に豊岡県権参事大野右仲出張、収穫米他決定〔未〕</p>		
<p>示〔未〕</p> <p>一月 「一三大区副区長岩城頼雄地租改正ニ付建議歎願書」を豊岡県へ提出〔日、明治一七年〕</p> <p>二月六日 権令三吉周亮他地券掛・警部・巡查出張、宮津町三上金兵衛宅にて戸長兼地券総代人石川三郎助（後野村）を逮捕</p> <p>智源寺にて第一三大区戸長・用掛他を召集、三日三夜応接の末、収穫米引直しを決定</p> <p>一三大区鳥居護区長免職</p>	<p>【中郡】十一月六日 中郡三五町村「地租改正ニ付歎願書」を豊岡県へ提出</p> <p>二月九日 周枳村「乍恐書付ヲ以奉再歎願候」を豊岡県へ提出〔未〕</p>		

一八七六	<p>六小区（四辻・岩屋・幾地・三河内・加悦與・算所村）反米の増追加を拒否 二月十九日 農民は地租改正の「御請書之夏」を豊岡県へ提出（永） 八月二日 豊岡県は廃止、丹波天田郡と丹後五郡は京都府へ移管</p>		
一八七七	<p>九月二十四日 与謝郡第一、二区「地租改正之義ニ付歎願書」を与謝郡へ提出（地）</p>	<p>【天田郡】二月二日 天田郡総代「田畑利子御引直シ願」を京都府へ提出（地） 【中郡】三月八日 中郡各区総代「地租改換之義ニ付歎願書」を京都府へ提出（地） 一〇月一三日 周枳村「地租改正税金御取下げ願」を京都府へ提出（地） 【加佐郡】（月日未詳）加佐郡第一区「地租御改正之義ニ付歎願書」を京都府へ提出</p>	<p>三月一日 京都府、再改正を地改正事務局へ伺う（府） 九月三〇日 京都府、地租地価修正の儀を大藏卿へ伺う（府）</p>
一八八〇	<p>五月二〇日 太政官布告御二五号「地価ハ明治一八年迄之ヲ据置」 五月 各組惣代「地租御改正之儀ニ付歎願書」を京都府へ提出 六月一六日 江尻村の慈光寺において地券掛り官員吉澄・高田と旧一二大区与謝郡七・八・九組代表と江尻村ら三戸長が懇談。 地租再改正が据置の意見まとまらず（宮六） 六月二三日 与謝郡第五組「地租再改正願」を京都府へ提出（地）</p>	<p>【天田郡】京都府へ地租再改正を願ひ出ている（地）</p>	
一八八一	<p>一月二〇日 大藏卿佐野常民、検査官派遣を約束（有尾敬重を派遣） 五月二〇日～二一日 宮津分宮神官宅にて郡中会議、意見対立（日、明治一四年） 五月二二日 与謝郡第六組「地租修正之義ニ付歎願書」を郡長へ提出（五岩） 同日 与謝郡第四組「今般御利解候ニ付御答及願書」を郡長へ提出</p>	<p>【天田郡】五月二九日郡長と一三組戸長「昨三年差出置候修正願書」の下付を願ひ出る</p>	<p>五月 京都府、天田郡へ願書を下戻 七月 京都府、与謝郡第四組へ「聞居候」と返答</p>

年次	与謝郡	他の諸郡	政府、府の対応
一八八四	七月 同第四組「地租修正願ニ付再願」を京都府へ提出〔地〕 (月日未詳) 加佐、竹野、中、熊野、与謝、天田郡長「地価修正之儀ニ付伺」を京都府へ提出〔地〕 三月一五日 地租条例公布、地租改正法条例等廃止 九月 天橋義塾の解散		
一八八五	(月日未詳) 西原利兵衛ら生糸商倉橋六兵衛を通して大蔵省収税局次長神輓知常へ接近〔永〕 七月一〇日 与謝郡滝村外三六町村「地租改正之義ニ付歎願書」を京都府へ提出〔地〕		
一八八六	八月二二日 与謝郡加悦町で藤田伊助ら六一人が、井上仙蔵、小室静三、西原利兵衛に対して、「地租改正請願」の委任状を提出〔加〕 一〇月一九日 与謝郡四ヶ町四二ヶ村「地租改正之義ニ付再願書」を京都府へ提出〔地〕		
一八八七	(月日未詳) 丹後国与謝郡雲原村外四一村四ヶ町村「地租修正之義ニ付請願書」を大蔵大臣松方正義に提出〔地、廿年日誌〕 一月二三日、二四日、知事北垣国道上に付、西原利兵衛ら面談を申し込む(不成功) 三月七日 西原、小室静三ら郡長陶不蔵次郎と面談 五月二五日 地租修正の件に付、西原、小室、倉橋六兵衛、糸井徳之助ら協議。西原光太郎、土肥八郎兵衛よりの書状、伝言を持って東京より帰国 五月二六日有志協議、陶郡長と面談〔雑、明治二〇〜二三年〕		
	七月一〇日 京都府、地価修正を通過(旧豊岡県のみ)〔地〕 七月一三日 知事代理大坪格収税長来宮津、懇親会 七月一四日 郡長、請願人総代ら懇親会 七月一七日 旧一三大区各町村休暇		
			京都府、与謝郡に「難聞届」と返答

<p>一八八七 七月二十四日 旧一区・二区一三カ村有志者懇親会〔雑、明治二〇〜二三年〕</p>	<p>一八八八 一月一日 元老院宛「地租軽減を要望する建白書」西原宅へ到着 一月二日 西原、糸井、小松九郎右衛門ら署名、郵送〔地〕</p>	<p>二月二〇日 郡部議員二〇名京都倶楽部に会し、地租軽減の建白書元老院呈出を決定 一月 乙訓郡・葛野郡で署名運動展開 〔目〕</p>	<p>京都府、署名運動を弾圧</p>
<p>一八八九 八月二十六日 田畑特別地価修正（京都府全域） 九月四日 大坪格収税長、郡長、有志者ら加悦町宮津高等小学校において祝宴〔雑、明治二〇〜二三年〕 九月七日 与謝郡府中村籠神社において地価低減の祝宴〔目〕</p>	<p>〔公〕…公文録、〔地〕…『地券編輯記』、〔地〕…『地租修正録附雜記』、〔宮六〕…宮崎六左衛門『日誌 明治一三年』、〔日、明治一七年〕…『日誌 明治一七年』、〔日、明治一四年〕…『日誌 明治一四年』、〔岩〕…岩滝役場文書、〔加〕…加悦町区有文書、〔府〕…府庁文書、〔雜 明治二〇〜二三年〕…『雜誌 明治二〇〜二三年』、〔目〕…『日出新聞』</p>	<p>出典…〔永〕…『永代雜誌』、〔末〕…『末世心得之為』、〔公〕…公文録、〔地〕…『地券編輯記』、〔地〕…『地租修正録附雜記』、〔宮六〕…宮崎六左衛門『日誌 明治一三年』、〔日、明治一七年〕…『日誌 明治一七年』、〔日、明治一四年〕…『日誌 明治一四年』、〔岩〕…岩滝役場文書、〔加〕…加悦町区有文書、〔府〕…府庁文書、〔雜 明治二〇〜二三年〕…『雜誌 明治二〇〜二三年』、〔目〕…『日出新聞』</p>	

〔付記〕 調査や文書使用を許して下さった西原正夫・糸井滋泰・宮崎佳和・小室卓三氏、京都府立丹後郷土資料館、加悦町教育委員会、京都府立総合資料館、豊岡市史編集室、大宮町誌編纂委員会、国立国会図書館、国立公文書館に感謝したい。また調査を御援助下さった、中島利雄・原田久美子・百田昌夫・菅原憲二・高久嶺之介・石川登志雄・飯塚一幸・奥村弘・松井智子氏、御指導をたまわった三好正喜・中村哲・山田達夫先生、井ヶ田良治先生と西原家文書研究会、丹羽邦男先生と神奈川大学大学院、日本史研究会近現代史部会の方々にも記して感謝したい。

（大阪外国語大学非常勤講師）

The Movement of Revaluation of Land before the
Establishment of the Imperial Diet: A Case of
Tango 丹後 in *Kyoto* Prefecture

by

Hajime Imanishi

Hitherto the movement of revaluation of land before the establishment of the Imperial Diet has been aporia in the historiography. In this paper the author threw light upon the historical significance of this movement through a concrete study of a case in Tango region, the northern part of Kyoto Prefecture. The movement of revaluation of land in Tango began with the petitions of *Naka* 中 District and *Yosa* 与謝 District in November 1875, which were opposed to the revision of the land tax under the leadership of *Tsutomu Sakurai* 桜井勉 and *Syusuke Miyoshi* 三吉周亮. After the abolition of *Toyooka* 豊岡 Prefecture and the transfer of control of five districts in Tango and *Amata* 天田 District in *Tamba* 丹波 into Kyoto Prefecture in August 1876, this movement reached the first high watermark in 1877. But the movement faced a crisis of disintegration when an inspector *Keicho Ario* 有尾敬重 was dispatched and the revision of the land tax was refused by the Decree No. 25 of the Cabinet. Nevertheless the movement continued and its character changed from a fight for reduction of the land tax to a fight for realization of the first Provisory Article of the Decree No. 25 of the Cabinet about 'Special Revision of Land Tax'.

Under the proclamation of regulations of the land tax in 1884, the dissolution of *Tenkyo-gijuku* 天橋義塾 and the deflationary policy by the Finance Minister *Matsukata* 松方, wealthy farmers continued the petition to the government of Kyoto Prefecture, bringing about better relations with *Tomotsune Komuchi* 神鞭知常, a vice-director of the revenue office in the Finance Ministry. And they won the revision of the land tax only in former Toyooka Prefecture in July 1887, and then in 1889 throughout Kyoto Prefecture. However the intimate relations of wealthy farmers with government officials from that district marked the first step in changing of the character of their movement into 'the profit group'.